

平成30年3月甲良町議会定例会会議録

平成30年3月5日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第10号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第11号 甲良町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第12号 甲良町職員分限懲戒審査委員会条例
- 第6 議案第13号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第14号 甲良町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第15号 甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第16号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第17号 甲良町立児童遊園の設置および管理に関する条例を廃止する条例
- 第11 議案第18号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第19号 甲良町国民健康保険積立基金の設置、管理および処分に関する条例を廃止する条例
- 第13 議案第20号 甲良町国民健康保険財政調整基金条例
- 第14 議案第21号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第22号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第23号 甲良町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第24号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第25号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第26号 甲良町指定介護支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 例
- 第20 議案第27号 甲良町指定地域密着型サービス事業者および指定密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第28号 甲良町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例
- 第22 議案第29号 甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第30号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第31号 平成29年度甲良町一般会計補正予算(第8号)
- 第25 議案第32号 平成29年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 第26 議案第33号 平成30年度甲良町一般会計予算
- 第27 議案第34号 平成30年度甲良町国民健康保険特別会計予算
- 第28 議案第35号 平成30年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第29 議案第36号 平成30年度甲良町介護保険特別会計予算
- 第30 議案第37号 平成30年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
- 第31 議案第38号 平成30年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第32 議案第39号 平成30年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算
- 第33 議案第40号 平成30年度甲良町下水道事業特別会計予算
- 第34 議案第41号 平成30年度甲良町水道事業会計予算
- 第35 同意第2号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第36 同意第3号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第37 一般質問

◎会議に出席した議員(12名)

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	木村修
9番	西川誠一	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	丸山恵二

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	橋本悟
総務課長	中川雅博	学校教育課長	大和高成
税務課長兼 教育次長	福原猛	住民課長	村岸勉
保健福祉課長	米田志保子	総務課参事	橋本浩美
保健福祉課長	小林千春	企画監理課長	宮川哲郎
建設水道課長	中村康之	産業課長	北坂仁
会計管理者	西村克英	人権課長	中川愛博
長寺センター館長補佐	金澤潔	総務課参事	橋本浩美
選挙管理委員長	村岸啓司		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	藤井千恵
------	-----	----	------

(午前9時00分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達しておりますので、平成30年3月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 岡田隆行議員、2番 田中章浩議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 皆さん、おはようございます。本日、平成30年甲良町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席いただき、まことにありがとうございます。平素は町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここで、提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

2月21日に彦根警察署、関西電力株式会社、近江鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社など外部委員もご参加いただきまして、防災会議を開催いたしました。今年度の事業報告と次年度の防災訓練をはじめとする事業計画についてご協議をいただきました。

2月26日には、びわこ放送の地方創生ゼミナールの収録を行いました。観光協会のボランティアの方と甲良町の行政施策や甲良三大偉人をはじめとした観光のPRを行ったところであります。

2月27日は第3回まちづくり協議会を開催し、協議会のテーマは「空き家について」、各字の空き家リストをリスト化を行い、自治会と行政が情報を共有し、空き家バンクの準備をいたしているところであります。

2月28日は公金横領事件再発防止策評価委員会を開催し、評価と審査をいただきました。

また、今年度、甲良町高齢者保健福祉審議会におきまして、熱心に議論を重ねていただき、2月に甲良町高齢者保健福祉計画第7期介護保険事業計画の策定が終わり、審議会長から、2月16日に私宛てに答申をいただきました。

今期計画では、基本目標に、高齢者になっても安心して生き生き暮らせる共生の地域づくりを掲げ、特に地域全体で支え合う地域共生社会の実現に向けて多様な施策を展開する計画となっており、地域包括ケアシステムの確立、充実を重点施策として取り組んでまいります。

また、昨日3月4日、第20回犬上川クリーン作戦には議員の皆さんにもご出席をいただき、大変ありがとうございました。

それでは、本日、提案をさせていただきます案件について、その概要を申し上げます。

議案第10号は、甲良町課設置条例の一部改正で、平成30年度から機構改革に伴い課の見直しをすることに伴う改正であります。

議案第11号は、甲良町個人情報保護条例の一部改正で、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正および施行に伴い、町条例を改正するものでございます。

議案第12号は、甲良町職員分限懲戒審査委員会の条例制定でございます。現在、内部職員で構成されている委員の構成を、外部委員を加え、専門的な意見を聞くための委員会の設置をする条例の制定でございます。

議案第13号は、甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、甲良町介護認定調査員および甲良町職員分限審査委員の報酬を定めるものでございます。

議案第14号は、甲良町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第15号は、甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。それぞれ県外の出張に日当を支給する改正でございます。

議案第17号は、甲良町立児童遊園の設置および管理に関する条例を廃止する条例でございます。

議案第18号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第19号 甲良町国民健康保険積立基金の設置、管理および処分に関する条例を廃止する条例、議案第20号 甲良町国民健康保険財政調整基金条例、議案第21号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、平成30年度から国民健康保険制度改正に伴い、滋賀県が保険者となることに伴う条例の改正でございます。

議案第 22 号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例、議案第 23 号 甲良町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第 24 号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第 25 号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第 26 号 甲良町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第 27 号 甲良町指定地域密着型サービス事業者および指定密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第 28 号 甲良町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例で、介護保険料の改正、上位政令に、失礼しました。上位政令の改正に伴う条例改正でございます。

議案第 29 号 甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例で、平成 30 年度からの国民健康保険等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律の規定の新設に伴う条例の改正でございます。

議案第 30 号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例で、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令が、平成 30 年 4 月に改正されることによるものでございます。

議案第 31 号 平成 29 年度甲良町一般会計補正予算（第 8 号）については 6 億 7, 148 万 5, 000 円を減額し、補正後の予算総額を 40 億 9, 886 万 7, 000 円とするものでございます。

主な補正項目は、歳入では、国庫支出金および県支出金の増、また、繰入金および町債の減、続いて歳出では、総務費総務管理費の増、民生費では社会福祉費および児童福祉費の減、衛生費では清掃費の減、農林水産業費では農業費の増、土木費では土木管理費および道路橋梁費の減、消防費では防災費の減、教育費では教育施設整備事業の増、公債費の増、以上が主なものでございます。

議案第 32 号 平成 29 年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）については、250 万 6, 000 円を減額し、補正後の予算総額を 8 億 3, 998 万 4, 000 円とするものでございます。

主な補正項目は、歳入では、国庫支出金および県支出金の増、また、繰入金の減、歳出では、補助金等の返還増および予備費の減、以上が主なものでございます。

続いて、議案第33号は平成30年度甲良町一般会計予算、および議案第34号から第41号の平成30年度の7つの特別会計および企業会計の予算でございます。

一般会計予算につきましては、昨年度当初予算より11.5%減となる39億8,900万円となりました。特別会計および企業会計による8会計の総予算額では、昨年度当初予算より3.6%減となる26億4,615万1,000円となりました。今回の予算編成につきましては、甲良町総合計画に基づく施策の構築をはじめ、6つの基本方針による編成を行いました。

今後は、今まで以上に計画、実行、評価、改善を繰り返し行い、効率的で正確な行政推進に職員が結束して事業を進めてまいります。

同意第2号は、任期満了に伴い、固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めるものでございます。

同意第3号は、任期満了に伴い、甲良町教育委員会委員の任命につき同意を求めるものでございます。

以上、本日提案いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決および同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山議長　ここでお諮りします。

これより審査願います日程第3、議案第10号の条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○丸山議長　異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

それでは、日程第3、議案第10号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長　議案第10号　甲良町課設置条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長　本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○橋本総務課参事　それでは、議案第10号　甲良町課設置条例の一部を改正

する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

先日の全員協議会で議員の皆様からご意見やご指摘を頂戴いたしました。協議いたしました結果、本日お配りをいたしました条例のとおり、ご指摘の部分を修正し、上程させていただきます。

改めて、本議案の説明をさせていただきます。

昨年11月に野瀬新町長になりまして、各課の業務や課題につきましてヒアリングをいたしました結果、不安定な生活実態に起因する家庭支援に関する課題を抱えていることがわかってきました。そこで、切れ目のない子育て支援ができるようになるためには、家庭支援の強化を軸にする機構改革が必要となってきます。具体的には、行政内に横断的な体制をつくり、家庭支援に関する協議および情報共有ができる組織をつくります。また、その組織の運営を人権課で行うことに決定をいたしました。そのため、人権課の所掌事務の中にその内容を加えるものでございます。

また、保健福祉課でございますが、現在保健福祉課においては多岐にわたる業務を所掌しております。その保健福祉課を長寿課および保健福祉課に分離をすることで、福祉部門の強化を図りたいと考えております。長寿課には、高齢福祉、介護保険および地域包括の業務を、また、保健福祉課には、生活保護、民生児童委員、社協との連携、障害支援、保健関係と、また新たに家庭支援の業務を加えるということで、業務分担といたします。また、家庭支援に関する業務の連携をとりやすいように、保健福祉課の隣に人権課の執務場所を隣に置くことで、家庭支援の強化を図る予定でございます。この機構改革を行うための条例改正でございます。

では、議案書の方をご覧ください。

新旧対照表でご説明を申し上げます。

1 ページでございます。「第2条 課の設置」でございます。現行「保健福祉課」を、改正後は「長寿課」と「保健福祉課」の2つに分けるものでございます。

次に、第3条でございます。課の分掌事務でございます。総務課のところでございます。おめくりいただきまして、2 ページでございます。「(10) 選挙に関する事」でございますが、これは実際に現在所掌しておりますが、この部門が抜けておりましたので、今この機会に加えるものでございます。

次に、企画監理課でございます。(8) をご覧ください。現行では、「情報公開に関する事」でございますが、それを「情報公開および個人情報保護に関する事」に改正するものでございます。また、「(10) 公平委員会に関する事」「(11) 情報セキュリティに関する事」を加えるものでございます。

次に、住民課のところをご覧になってください。

(3)でございます。「住民の陳情、要望、苦情の処理、そのほか窓口に関すること」で、先日の全員協議会におきましては、ここの部分が削除をされておりましたが、ご指摘のとおり、住民課で所掌する事務でございますので、この部分を削除することなく、前のままとさせていただきます。

次に、(7)でございます。現行では「福祉医療および老人医療に関すること」を「福祉医療助成制度および後期高齢者医療制度に関すること」に変更するものでございます。

また、「(9) 援護に関すること」を加えさせていただきます。

次に、長寿課の所掌事務でございます。「(1) 高齢者福祉に関すること」「(2) 介護保険に関すること」「(3) 地域包括支援に関すること」。

次に、保健福祉課の部門でございます。「(1) 福祉に関すること」「(2) 障害者支援に関すること」、(3) のところで、新たに「子育て家庭支援に関すること」を加えるものでございます。「(4) 保健支援に関すること」の4つの所掌事務となっております。

次に、建設水道課でございます。現行のところ「建築および公共施設の営繕に関すること」を「一般建築および公共施設の営繕に関すること」というように文言の追加をいたします。

次に、人権課でございます。(3) のところでございますが、「包括的家庭支援の総合調整に関すること」を新たな業務として加えるものでございます。次に、(4) でございます。「住環境整備の整備事業の連絡および調整に関すること」ということで文言の修正をいたします。

以上、家庭支援に関すること、また、保健福祉課を2つに分けること以外は、現在の所掌事務の実態に合わせ、抜けていた業務を加え、あとは文言の修正をしたものでございます。

この条例につきましては、平成30年4月1日から施行する。

そして、また併せまして、甲良町議会委員会条例の一部を次のように改正するという事で、常任委員会の名称、委員の定数およびその所管を定めたものの中で、「保健福祉課の所管に関する事務」を「長寿課の所管に関する事務と保健福祉課の所管に関する事務」に改めるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。総務常任委員会に付託をされているわけですが、総括的なところにありますので、13日の委員会の中でも論議を深めていきたいと思っております。

その一つとして、まず現状認識です。この課の設置を、条例を改正する。つまり今説明がありました「包括的家庭支援」、それから保健福祉課のところで「子育て家庭支援に関すること」というのが新しく加わり、その他は必要上改正があったわけですが、現状認識。それから問題ありとどのように見ているのかというのは、大前提になってきます。つまり、条例改正の、法で言えば事実認識になります。

それから、2つ目に行政としての施策としては、何が必要というように考えてこういう課の改正をするのか。

それから、3つ目は、教育委員会。全協でも私は申しましたが、教育委員会が深く、また具体的にかかわる必要がある課題だというように思っていますが、教育委員会としてはどのような認識と対策を考えておられるのか。

この3点です。1、2、3については、教育委員会そのものも現状認識。つまり全協でも言いましたが、子どもたちの現状を考えるにつけて、地域の教育、家庭の教育が必要だというのは、それぞれこもごも語られます。そういう点ではどういように認識をされているのかも含めて、ご回答をよろしくお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 はじめの部分であります。現状認識といたしましては、総務課参事が説明しましたとおり、甲良町における教育、家庭支援、生活実態、いわば低位な家庭が顕著にあらわれているという現実を直視いたしまして、これまで保健福祉課では乳幼児家庭支援、それから保・幼・小・中というふうな、縦の教育支援というのをやってきたところでありますが、総体といたしまして、申し上げておりますように、各課それぞれやっていることは一生懸命やっているわけですが、それをつないで横断的に課題を解明する。究極は家庭支援、家庭訪問をしながらその課題に立ち向かっていくという方向で、この教育、家庭支援についてを行政を挙げて取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 3点目にさせていただきました教育委員会としてのということです。ちょっとわかりやすく例を言いますと、全協でも申しましたが、それぞれの小学校なら小学校、保育センターなら保育センターで子どもの保育、教育、あるいは保護者との支援といいますか、協力は密接にしていたのですけれども、例えば小学校に入ってきた子どもたちのことについて知るのが、今まではどちらかというと小学校の教員が、1年生に入学してきて、ああそういうことやったのかというパターンがあったので、もっと、この子は生まれるころとかあるいは保育センターのころとか、そういう小学校の教員

でもその子どもの発達支援にかかわって保健福祉センターの連携をもっと深めていかなければならない。

今までそれは考えていてしていかなければならないという思いはあったんですけども、実際になかなかその辺が連携できていなかったのも、今度はこういう制度をつくっていただくことによって、子どもの支援、あるいは困っておられる保護者の相談とか支援とかを縦につないでいくということを重要視していきたいと考えています。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 教育長に最初にお尋ねしておきましたが、現状認識。つまり体制までこういうようにして整えて問題解決に当たるといのように、体制そのものも変えようというようになった現状認識はどう思っているのかと。その現状は、今言われた背景はどういうような、つまり家庭の乱れは貧困の一つでもあります。そういうように見ているのかどうかを聞いたんですが、そして、具体的な対策もそれぞれその場その場が出てくると思いますが、そういう点ではどういう対策を考えているのか。

これはまた委員会でも詳しく述べていただきたいわけですが、まずその2点、現状認識と、それから教育委員会が具体的にどういうようにしてかかわろうとしているのか、お尋ねしたい。検討してきたわけですから、そういうようにしてどういうように論議してきたのか、お聞かせください。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 今ほども少し言いましたように、例えば最近で言いますと、子どもの発達障害を抱えた子どもたちが増加しているということを思っております。だから、少しでも早い段階で保健福祉センター、あるいは臨床心理士の方がかかわってくださったことを、今までは小学校になって、教育委員会として、あるいは保育センターになって把握するということがあったので、もっと早くからそういうことが連携していければいいかなということを思います。

あるいは保護者の現状認識としましても、全てというわけではありませんけれども、なかなか生活が大変でお仕事の方に一生懸命になっておられて、結果として、子どもの保育、教育が後回しになってしまうというところもありますので、そういう家庭にいち早く困っておられるということを相談していただいて、一緒になって進めていきたいと考えています。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第4 議案第11号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第11号 甲良町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○**丸山議長** 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○**宮川企画監理課長** それでは、私の方から提案説明をさせていただきます。

まず、甲良町個人情報保護条例の基本となります、国で制定されました行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正がされましたので、その改正内容をふまえ、当町の個人情報保護条例を一部改正するものでございます。

改正の背景につきましては、ビッグデータと申しまして、いわゆるインターネットの普及またはコンピューターの処理速度の向上などに用いられる大容量のデジタルデータの収集ですとか、また分析が可能となりました。特に利用価値が高いとされてますパーソナルデータ、いわゆる個人情報の利活用を適正に進めていくことが重要課題となっていることから改正となったものでございます。

なお、今回の改正内容につきましては、市といたしましては、第2条の定義についてでございます。定義の中ですが、まず、文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項ならびにDNAや指紋データまたはパスポート、基礎年金番号などを意味する個人情報の定義の明確化でございます。

もう一つには、人種や病歴などを意味する要配慮個人情報の取り扱いの明確化でございます。

この2項目につきまして、詳細に表現するための文言を加えさせていただいております。

最後に3つ目には、上述いたしました2つの改正に伴う文言の整理をさせていただきます。

以上で、説明を終わります。

○**丸山議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**丸山議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第11号は可決されました。

ここで、お諮りします。

これより、審査願います日程第5 議案第12号の条例制定について、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

それでは、日程第5 議案第12号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第12号 甲良町職員分限懲戒審査委員会条例。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○橋本総務課参事 議案第12号 甲良町職員分限懲戒審査委員会条例につきまして、ご説明を申し上げます。

この条例につきましても、先日の全員協議会で議員の皆様からご指摘、ご意見を頂戴いたしました。こちらの方で協議をいたしまして、修正をいたしましたものを本日配布させていただいております。

では、議案につきまして、説明を申し上げます。

現在、一般職の職員の文言および懲戒に関する事項につきましては、甲良町職員分限懲戒審査委員会規則に基づきまして、懲戒審査委員会の職員5名で審査をしておりましたが、公平性を期すため、外部の方の意見も取り入れるべきであるという意見がございました。

そこで、この規則を廃止し、従前の常勤職員5名に加えまして、専門的な知識を持つ学識経験を有する者を構成員として、新たな附属機関を設置するため、この条例の制定をお願いするものでございます。

では、議案書の方をご覧ください。

まず第1条設置でございます。甲良町一般職の職員の文言および懲戒に関する事項を審査するために、甲良町職員分限懲戒審査委員会を設置するものでございます。

第2条は所掌事務でございます。委員会は、各任命権者の諮問に応じ、一般職の職員の分限および懲戒に関する事項を審査し、その結果を答申するものでございます。

第3条組織でございます。委員会は7名以内とするということで、1号副町長、2号総務課長、3号教育次長、4号議会事務局長、5号企画監理課長ということで、これは従前の規則の中にもある委員と同じでございます。次に、第6号として、学識経験を有する者を加えるものでございます。3項といたしまして、「学識経験を有する者は2人以内とする」ということで、全員協議会で人数のご指摘をいただきましたので、このように修正をさせていただきました。

第4条任期でございます。委員の任期は2年とする。

第5条でございます。委員長および副委員長ということで、委員会に委員長および副委員長を置く。

第6条会議でございます。委員会の会議は委員長が招集し、その議長となります。2項でございます。会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。次、おめくりいただきまして、第3項でございます。会議の議事につきましては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。第4項でございます。委員長および委員は、自己、配偶者、4親等内の血族または3親等内の姻族に関する事件については、その議事に参与することができない。

第7条でございます。意見の聴取ということで、委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者に対し、会議に出席と求め、説明または意見を聞くことができる。

次に、第8条でございます。これも全員協議会でご指摘をいただきました。守秘義務ということで、第8条に、「委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」ということを加えさせていただきました。

第9条でございます。報酬および費用弁償ということで、また次の第13号で上程をいたします。

第10条でございます。庶務でございます。委員会の庶務は総務課において処理をする。

第11条委任でございます。この条例に定める者のほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定めるものでございます。

この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 6番 阪東です。会議の方で、多分この懲戒の関係は非常に厳しいところで、会議が過半数だけでええのかなというふうに思います。これは総務常任委員会で付託をしておりますので、この出席人数というのを、やはりもう少し3分の2とか、それぐらいに上げた方がええの違うのかなと。ただ過半数で議決されますと、ちょっと弱いのかなというふうに思いますので、よろしく議論をお願いします。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 今、委員の半数以上の出席ということと、第3項で議事の決し方で、過半数で決しということでご意見を頂戴いたしましたので、またそれにつきましては協議をさせていただきたいと思っております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

西川議員。

○西川議員 9番 西川です。細かいことは委員会でやりたいと思いますが、処分の基準です。免職、懲戒、訓告とかいろいろあるわけですけど、甲良町では口頭注意という処分の例があるやに聞いてますけど、口頭注意、それは簡単なミスだったということだとは思いますが、そこに至るまでには何らかの調査が、審査が開かれているはずと思うんですが、そういうことは今後どうしていくのかということをお尋ねします。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 口頭注意につきましては、懲戒処分の対象の項目ではありません。懲戒処分は訓告とか停職とか、そういうのが4つほどあるんですが、それが対象であります。ただこの規則ができたときに、町長の方から諮問があったら、そのメンバーで協議して口頭注意が相当じゃないかというようなことで、平成29年度については、そういう対応をさせてもらってます。以前も、その口頭注意が町長の口頭注意なのか、それが行政機関としての事務手続ができているのかというようなご指摘もいただきましたので、29年度は6月に大量に口頭注意した経緯がありますが、それは全て懲戒委員会にかけて、どのような項目、誰と、上司と、担当とどうということについて口頭

注意したかということ、まず決裁をとって、そのことについて町長から口頭注意をしていただくというようなルール化で、29年度はさせてもらいました。

○丸山議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 第2条のところなんです、「任命権者の諮問に応じ」というところ。これはどういうように考えているのかの見解を尋ねるものなのですが、諮問に応じですから、あくまでこの委員会が自発的にこういう事件を聞いたのだけでも、ないしは報道なんかで知ったけども、懲戒をしないのかということで委員会を開くということにはならないわけですね。

もう一つは、諮問の範囲です。不祥事案が発生したそのものを報告して、これが条例に基づいて懲戒処分が必要なかどうかということも含めて諮問をするのか。それとも処分は必要と考えるという事案だけだと、つまり絞られてくるわけですね。

実際に29年度、28年度に起きたいろんな事案で見ても、水面下で私たちがわからない不祥事があったと聞いています。そういう点でも、分限のこの委員会が公平に運営される上で、諮問そのものが公平でなければならないというように思いますが、そういう点では不祥事案そのものも報告をして、その処分が必要かどうかということも諮問をするのか、それとも、こういう事案だから、重大だから処分が必要だと考えるので、委員会の皆さん検討くださいというようにするのか、つまりそこで絞られてしまいますので、そこはどのようにして公平さを確保するか。

つまり、首長のいろんな政治的背景などがあって、不祥事が起きても処分がされない事例が全国でも幾つかあります。それが内部告発や報道のリークで明らかになってくるわけですね。ですから、そういう点では、不祥事が起きた段階でそのことがどのように取り扱われるのかについても、この条例に記入するのが大事かと思いますが、条例に入らなくても規則運用の状況の中にも入れていく必要があると考えているのですが、そこはどのように考えておられますか。諮問の範囲ですね。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 西澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、公益通報制度なんです、去年の第三者委員会の方で提言がありまして、甲良町に公益通報制度の整備をとということで話がございました。先日の評価委員会の中でも報告をさせていただいたんですが、平成30年4月1日から甲良町公益通報保護制度というものを導入いたしまして、公益通報に関しましては、その通報できる先というものを設けさせていただき仕組みを

つくります。その中で、先ほど言われました公益通報的なものの処分であります。審査はどうかというふうなご質問でしたので、それはまた公益通報を受けた中で最終、そのような是正が必要であるというときには、その分限の中の懲戒の中に諮らさせていただくというふうなことを考えさせていただいております。

また、いろいろな不祥事案のことにつきましてですけれども、30年4月1日にこの委員会の設置をお認めいただきましたら、その不祥事案のことも含めましての諮問といいますか、この中でまた専門的な方にその事案についても協議をいただこうということは考えております。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 いわゆる懲戒の審査ですから、その諮問によって審査をしていくわけですから、出発をどの範囲でしているのか、つまり出発の時点で絞ったらあかんやろうというのが、私の意見なんです、条例上もそのことがわかるように、範囲をしておく必要がありますし、規則の中で盛り込むのかどうか、それからその諮問の考え方はどうかということを知っていますので、再度、諮問の範囲をどうしようにするのかということについて見解をお願いします。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 まず、不祥事なり問題が起こったら、各担当課の方からこういう事案がありましたということで、各任命権者の方にまず報告があります。その時点で、諮問をしてもらおうと思いますが、その諮問の範囲については、規則の方で、例えば事例をあらかじめ事前につくっておいて、こういう事例は大体こんな感じですよというのをつくっておこうかなというのは、思っております。

報告が来て、その報告内容が規則で定められたことに該当しそうだったら、とりあえず諮問してもらおうということで、この会で協議してもらおうかなというふうには思っております。規則で整理していきたいと思っております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬でございます。第6条で、議事に参与することができない云々が述べられておりますけれども、利害関係者、これは私はここに追加すべきだと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 今、野瀬議員の方から利害関係者ということでご意見をいただきましたので、頂戴いたしましたので、また委員会の方で協議をさせて

いただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第6 議案第13号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第13号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○橋本総務課参事 議案第13号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

皆様、議案書の方の新旧対照表の方をご覧ください。

このたび、改正をさせていただくものは3つでございます。

まず1つ目でございます。甲良町国民健康保険条例の一部改正に伴いまして、委員の名称の変更でございます。現行は「国民健康保険運営協議会委員」を改正後は「国民健康保険事業の運営に関する協議会委員」に変更するものでございます。報酬の額に変わりはありません。

次に、甲良町介護認定審査委員でございますが、1件3,500円で新設をしております。

30年4月1日から地方公務員法第3条第3項第3号の非常勤職員として委嘱をするためのものでございます。

次に、3つ目でございます。一番下のところでございます。甲良町職員分限懲戒審査委員ということで、1時間1万円でございます。これは先ほどの議案第12号で上程をいたしました部分の委員会の委員を定めたものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第13号は可決されました。

次に、日程第7 議案第14号から、日程第9 議案第16号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第14号 甲良町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

議案第15号 甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第16号 甲良町特別の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○橋本総務課参事 議案第14号 甲良町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第15号 甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して説明をさせていただきます。

県外の出張時における日当の支給につきましては、町および町議会の双方から日当をつけるということでの要望がございましたことから、この条例の改正をするものでございます。また、近隣の市町におきましては、既に支給をされているということでもありますことから、条例の改正をお願いするものでございます。

また、県内の宿泊料について定めておりましたが、県内でもほかの大津地方でも、一般的に宿泊したときの宿泊料はほぼ変わらないことが現状であり

ますので、県内における宿泊料の削除をお願いするものでございます。

では、議案第14号をご覧になってください。

14号の新旧対照表で説明をさせていただきます。

第2条でございます。旅費の種類でございます。ここに「日当」を加えるものでございます。

第10条でございます。日当について明記をいたしております。「日当は旅行の日数に応じ、別表に掲げる定額により計算をする」。2項でございます。「前項の規定にかかわらず、県内の旅費に対しては日当の支給はしない。ただし、県外から本県への旅行については除く」ということでございます。

別表のところでございます。現行におきましては、県内は特別職、一般職とも「5,000円」を計上しておりましたが、それを改定後は削除し、乙地方に加えるものでございます。また、日当につきましては、特別職、一般職とも「2,200円」とするものでございます。

次に、議案第15号でございます。

15号の新旧対照表をご覧になってください。

第5条でございます。費用弁償でございます。前項の規定により支給する旅費の額は、「甲良町職員の旅費に関する条例の規定により算出した額」とするということで、議会議員の旅費に関しましても、一般職の例により支出をさせていただきます。また、別表につきましては削除させていただきます。

次に、最後でございます。甲良町特別職の職員の給与に関する条例でございます。

第4条でございます。町長等の給与のところ、「町長等が、職務を行うために旅行したときは、旅費として甲良町職員の旅費に関する条例により算出した額を支給する」ということで、また、第2項で「前項の旅費の支給方法は、一般職の職員の例による」というもので、一般職の旅費の規定に基づき、支給をするものでございます。

全ての条例、30年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第14号は可決されました。

次に、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第15号は可決されました。

次に、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第16号は可決されました。

次に、日程第10 議案第17号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第17号 甲良町立児童遊園の設置および管理に関する
条例を廃止する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第17号 甲良町立児童遊園の設置および管理に
関する条例を廃止する条例。

次のページをお願いいたします。

甲良町立児童遊園の設置および管理に関する条例は廃止する。

付則 この条例は、公布の日から施行する。

以上、よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 議案説明の全協で3カ所あるというように説明がありました。それを廃止の後、管理等の法的な根拠はどこに置くのかという点はどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 金屋地区、北落地区におけますは、各集落の方で管理をしていただくということで、同意は得ております。法的根拠になりますと、ちょっとその部分は勉強させていただきます。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 長寺に事業で2カ所の公園がほかにこの廃止条例の中に入ってます。それから、この条例の金屋、それから北落を含む遊具の設置補助が県の制度がありましたので、今その制度がなくて、一応補助金の受皿は町が県補助を受けるといってございまして、この条例が必要であったわけですが、もともと管理は所有者も地元のそれぞれの登記名義人でありまして、その原則に基づいた管理者に戻るといえることになると思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 町で言えば一般財産にあたるように、それでその範囲で管理をしていくと。教育財産と一般財産がありますよね。その範囲で管理運営に当たるといって、法的な根拠、つまり現在のものがいわゆる遊園地がなくなるわけではなくて、現存しながらこの条例が廃止されるので、どこの法律で対象になってくるのかというのを、疑問に思ったので尋ねているんですが、それでいいんですかね。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 ただいまの町長の答弁でよろしいと思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第17号は可決されました。

次に、日程11 議案第18号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第18号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○**丸山議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**村岸住民課長** それでは、国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、平成30年4月以降の国保制度改革に伴う滋賀県と町が行う事務について整理をするために、文言の訂正を行うものでございます。

まず、内容といたしましては、目次中「第1章 この町が行う国民健康保険（第1条）」を「第1章 この町が行う国民健康保険の事務（第1条）」に、また、「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。

また、「第1章 この町が行う国民健康保険」を「第1章 この町が行う国民健康保険の事務」に改めるものでございます。

第1条の見出しおよび同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加えるものでございます。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。

第2条の見出しおよび同条中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行させていただきたいと思っております。

以上、どうかよろしく願いいたします。

○**丸山議長** 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○**丸山議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 国民健康保険制度が市町村単位ではなく県単位に統合されるというこの一環で、文言がこのように変わってくるということで、単純なところなんです、表面上はそういうように単純なところなんです、県に一本化される点では町の独自性が損なわれるというように考えています。

同時に、財政基盤の安定化、つまり大きな単位になれば突飛な支出、いわゆる医療費の増大をすることに対応できるというのが政府の説明であります、もともとこういう財政基盤を弱くした、そして各市町村保険者の運営を弱くした背景は、国の補助金、国の国庫支出を4分の1にしたところにあります。既にもう3年を超える前ですが、こういうように変えてきました。そこに大きな問題があり、そこにメスを入れないまま県に一本化する。つまり、県単位でやっていきますということですが、医療費がかさめばかさむほど、保険料に上乘せをされていくという悪循環になってきます。やはり国がきちっと国庫支出をためらわずに応援する、ないしは義務として支出するというのが、本来の筋でありまして、その本筋からはずれた改革の一つだと私は文言の部分であります、反対の討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席ください。

起立多数です。

よって、議案第18号は可決されました。

次に、日程12 議案第19号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第19号 甲良町国民健康保険積立基金の設置、管理および処分に関する条例を廃止する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○村岸住民課長 それでは、甲良町国民健康保険積立基金の設置、管理および

処分に関する条例を廃止する条例について説明申し上げます。

この条例につきましては、新たな国保制度に対応するため、現積立基金条例を廃止し、新たに財政基金条例を設置することに伴い、現条例を廃止するものでございます。

内容につきましては、甲良町国民健康保険積立基金の設置、管理および処分に関する条例は、廃止する。

この条例は平成30年4月1日から施行するということで、お願いいたします。よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 西澤です。議案18号とも共通をします。ただ、この19号では、甲良町としては積立金の積立基金が薄くなって非常に危うい状況で、一面的には助かる部分があるわけですが、確かに県一本になれば次のペナルティが用意をされています。つまり収納率、医療費の増大と収納との関係などがされて、成績が下がっていけばペナルティが増大するという事も政府としては考えているというように報道されていますし、私たちが指摘をいただいています。その点から見れば、議案18号とも共通をして反対とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席ください。

起立多数です。

よって、議案第19号は可決されました。

ここで、お諮りします。

これより審査願います日程第13 議案第20号の条例制定については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

それでは、日程第13 議案第20号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第20号 甲良町国民健康保険財政調整基金条例。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○村岸住民課長 それでは、議案第20号 甲良町国民健康保険財政調整基金条例について説明申し上げます。

この条例につきましては、先ほど廃止した条例にかわるものとして設置をするものでございます。

設置の目的といたしまして、第1条で、国民健康保険事業の円滑な運営に資するために基金を設置する内容でございます。

第2条の積立といたしまして、基金を積み立てる金額につきましては、予算で定めるものとするということにしております。

また、第3条の管理につきましては、基金に属する現金は金融機関の預金その他最も確実かつ有利な方法により保管をする保管について述べております。

2項におきまして、現金につきましては必要に応じ、最も有利な有価証券等の運用ができるものと定めるものでございます。

また、運用益金の処理といたしまして、第4条にて収益につきましては、予算に計上して、この基金に編入するものと定めております。

また、繰替運用といたしまして、第5条で、町長につきまして、財政上必要と認められるときは、繰戻しの方法、期間および利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に現金化することを述べております。

また、処分といたしまして、第6条にて、第1条の目的について基金を予算に計上して処分することを述べております。

また、委任につきまして、第7条にて基金の管理については、別に定めることを委任行為として述べております。

また、付則といたしまして、先ほど廃止をいたしました国民健康保険積立基金の設置、管理および処分に関する条例の積みたてられた現金につきまして、この条例の基金に属するものとするものを定めさせていただいているも

のでございます。

また、施行につきましては、平成30年4月1日からお願いするものでございます。

どうかよろしくお願ひいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第14 議案第21号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第21号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 それでは、議案第21号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この改正につきましては、今年4月より県が国保財政の責任主体となることから改正するものでございます。

1 ページをご覧ください。

第2条第1項につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額および介護納付金課税額をそれぞれ1号から3号に分類する改正でございます。

ページ下段の方をご覧ください。

第2条第2項から第4項では、主に前項の号の分類に伴う条文の整理でございます。

2 ページをご覧ください。

第3条第1項、第4条、第6条、第7条、第7条の2、第7条の3、第9条、第9条の2、第9条の3につきましては、関係する所得割、資産割、税率の改正、また、均等割、平等割額の改正および条文の整理でございます。

23条につきましては、以上の改正に伴う7割、5割、2割低減に係る額の改正でございます。

付則 この条例は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今、説明があった国保税、我が町は国保税率が国保料というようにしているところもあります。その国保税、国保料が統合され一本化になるというのは何年後になりますか。それが1つです。

それと、今言われた7割、5割、2割の減免の措置は、統合されても、つまり一本化に一律化になっても維持されるのかどうか。

この2点、よろしくお願いします。

○丸山議長 住民課長。

○村岸住民課長 すみません、県下統合のお話につきましてはまだ現在正式には決まっておりません。決まっておりませんが、5年後をめどに滋賀県の方は県下統一をしていきたいと、この5年間でそういったことを正式決定していきたいという流れですので、まだ正式に決まった内容ではございません。

また、7割、5割、2割軽減につきましては、統合されても法的制度ですので継続されていくということになっております。

以上です。よろしくお願いします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 18、19号、20号とも共通する問題なんですが、事業主体が県に統合されるのは5年後と県はそういうように希望していると。法律上は県単位で運営するというのが正式になっていますので、その方向で流れると思います。

統合するにあたって、最初の段階では、甲良町の金額、つまり均等割やそれから資産割、平等割等の総合計でも下がるという点では利点があることについては、住民の立場からいえばありがたいというよりも下がってくるのは歓迎するということになります。同時に、統合される段階で、ぜひとも町の行政も、また、いろんな立場からも国がきちんと以前に国庫支出していた分をもとに戻して国庫支出をやるべき。つまり国の義務として国民の健康を維持する、そういう立場から支出をするように求めていただきたいというように思います。

私は、保険料、国保税そのものが、今下がるという時点で、この21号については賛成をしたいと思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 着席してください。

起立全員です。

よって、議案第21号は可決されました。

ここで、お諮りします。

これより審査願います日程第15 議案第22号の条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

それでは、日程第15 議案第22号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第22号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第22号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。次のページをおめくりください。

現行条例に定める保険料率は、平成27年度から平成29年度までの保険料を定めるものとなっておりますことから、これを平成30年度から平成32年度までの保険料率を定める内容に改正するものです。今年度、平成30年度から平成32年度までの3年間の高齢者施策や介護保険事業の運営方針を定めた第7期甲良町高齢者福祉計画および介護保険事業計画の策定に向け、検討してまいりました。高齢者のニーズ把握と人口、要介護認定者数、介護サービス利用者数、介護給付費などの第6期計画中の推移から、第7期中の事業費の見込みを推計し、第1号被保険者の介護保険料を算出いたしました。

改正内容につきましては、第7号中第1号被保険者の基準となる保険料を、現行の「6,000円」を「6,800円」とし、所得段階を、現行の「10段階」から「12段階」に多段階化し、これをもとに所得段階ごとの保険料に応じて年間保険料を定め、平成30年度から平成32年度にかかる保険料として適用するものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第16 議案第23号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第23号 甲良町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第23号 甲良町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。次のページをおめくりください。

介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、条例中の主任介護支援専門員の定義を、省令改正に応じた改正を行うものでございます。地域包括支援センター等に置かれる主任介護支援専門員については、平成28年度4月から更新性が導入され、主任介護支援専門員が継続的に知識、技術の向上に努めているかを確認し、また、みずからの実践に足りないものを認識し、さらなる資質向上を図ることが重要であるものとして、更新時に新たな研修が創設することとされたことによるものです。

これまで2回目以降の更新研修の時期は、「更新研修の終了日から5年を超えない期間ごと」とされておりましたが、最初の更新研修の時期と同様、「主任研修の修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過するまでの間」と改正されました。

この省令改正の内容により、これまでの更新研修を受講する時期が不明確などといった問題が解決されております。どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第23号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席ください。
起立全員です。
よって、議案第23号は可決されました。
次に、日程第17 議案第24号を議題とします。
議案を朗読させます。
局長。

○陌間事務局長 議案第24号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備および運営に関する実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例。
上記の議案を提出する。
平成30年3月5日。
甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。
保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第24号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備および運営に関する実施に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

平成24年度以降、指定地域密着型サービス事業の基準については、省令
の基準をふまえ、市町村の条例で定めることとされているため、平成30年
1月18日交付の指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関す
る基準等の一部を改正する省令による省令改正を受けて、条例の一部を改正
するものです。

また、併せて、条例中の語句の修正等を行うものです。

主な改正内容につきましては、基準の見直しに伴う改正といたしまして、
平成30年基準改正奨励による省令改正を受けて、条例を改正する必要が生
じることから改正するもので、共生型サービスに係る基準の整備といたしま

して、平成30年度より「共生型地域密着型サービス」という種類が創設されることにより、第2条中に一言加えるものです。

また、「介護医療院」の創設に伴う改正としまして、介護保険施設の新たな主系として介護医療院が創設されることにより、第6条中に一言加えるものでございます。

認知症の定義に係る改正としまして、認知症の定義を定める介護保険法第5条の2項により、29年度改正によりまして、これまで1項立てだったものが、平成30年4月1日施行で3項立てになりますことから、59条の9第6号を改正するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 1点質問します。改正の中身の一つですが、共生型地域密着型サービスが何となくわかるようではっきりしないものなのですが、何か説明ができるものが、プリントされているものがあれば示していただきたいし、今こういうように口頭で、こういうものだというイメージでわかる説明をいただければ結構です。

○丸山議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 まず共生型サービスとは、従来の障害者サービス、今自立支援法でされている障害者サービスの事業所と介護サービス事業所が一体的なサービスを1事業所で受けられることとなります。従来でしたら、それぞれ別々のサービスを計画されて、提供されていたんですけども、介護サービス事業所の方で、障害者サービスの認定を受けている方が、同様のこの基準に基づいて指定を受けることによって、同一サービス事業所で介護と自立支援のサービスが受けられるというようなことを共生型サービスと申します。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 私が聞いていたのは、以前は障害者自立支援法を障害者の方は優先して、介護保険法を適用されないというか、そっちを優先して、それで余りがあれば介護保険を受けるという順序が決まっていたんですけども、そのことがはずされた。つまり統合的に障害者の方も、自立支援法とそれから介護保険法の範囲で適用されるというように変わったというように理解したらいいんですか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 まず障害者サービス、自立支援法の方から介護保険と、今まででしたら64歳以下の方は基本的には介護保険上で認める40歳から

64歳の疾患によって介護サービスが受けられることになっておりました。その疾患から漏れることによりまして、障害者サービスの方でサービスを受けていただくことが多くございました。65歳になった段階で、介護保険の方が障害者サービスより優先しますので、その場合には、同等サービスが介護保険に存在する場合は、介護保険を優先して受けていただいて、あとさらに自立支援の方で必要な介護度が必要だということであれば、新たにそれはまた自立支援の方を上乗せで受けられるというような今までの構成でした。

今度からは、その構成の内容は変わりませんが、サービスがそれぞれ自立支援サービスと介護サービス事業所はそれぞれに指定がございましたので、そうすると1人の方が同等のサービスを受けるのも2カ所に行かないといけないというようなことがございましたが、共生型サービスになると、介護サービスが障害者サービスの指定を受ける、あるいは障害者サービスを既に指定を受けているものが新たな介護サービスの指定を受けるということが緩和されましたので、1つの事業所の方で併せたサービスが受けられることとなります。そういったふうにイメージいただいたらいいかと思えます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第18 議案第25号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第25号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第25号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

次のページをおめくりください。

この条例につきましては、議案第24号と同様、平成24年度以降、指定

地域密着型サービス事業の基準については、省令の基準をふまえて市町村の条例で定めることとされているため、平成30年1月18日交付の指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準等の一部を改正する省令による、省令改正を受けて、条例の一部を改正するものです。

また、併せて条例中の語句の修正等を行うものです。

改正内容につきましては、基準の見直しに伴う改正といたしまして、平成30年基準改正省令による省令改正を受けて条例を改正する必要があることから改正いたします。

まず、「介護医療院」の創設に伴う改正といたしまして、介護保険施設の新たな主系として介護医療院が創設されることにより、第5条に加えるものです。

また、認知症の定義に係る改正といたしまして、認知症の定義を定める介護保険法第5条の2項により、平成29年度改正法によりこれまでの1項立てだったものが、平成30年4月1日施行で3項立てになりますことから、第4条を改正するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 1つ訂正の文言をお願いいたします。施行規則施行期日のところで、「この条例は平成28年4月1日から施行する」となっていますが、「平成30年」の誤りでございますので、申しわけございません。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(発言する者あり)

○丸山議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 今、2項の方の経過措置の方の文言に関しましては、特に修正はございません。これでいけると思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第19 議案第26号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第26号 甲良町指定介護支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第26号についてご説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

平成26年度以降、指定介護予防支援および基準介護予防支援の事業の基準に関しまして、省令の基準をふまえ、市町村の条例で定めることとされているため、先ほどと同様の省令の改正による見直しを行いました。

主な改正内容につきましては、基本方針の見直しに伴う改正といたしまして、第4条第4項で連携を図る指定介護予防支援事業者の中に、新たに「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者」を加えました。

運営に関する基準の見直しに伴う改正としまして、第7条第3項で、利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めなければならないことを定めております。

また、指定介護予防支援の具体的取扱方針の見直しに伴う改正としまして、第33条第14号の2で利用者の服薬状況、口腔機能などの利用者の心身または生活の状況に係る情報の提供について定めております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席してください。

起立全員です。

よって、議案第26号は可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第20 議案第27号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第27号 甲良町指定地域密着型サービス事業者および指定密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第27号についてご説明申し上げます。次のページをおめくりください。

平成26年度改正法による法改正により、指定居宅介護支援事業者の資格要件を市町村の条例で定めることとされております。これに伴い、指定地域密着型サービス等の指定の申請者の資格要件を定める条例中に、指定居宅介護支援事業者の申請者の資格要件を加える規定を、今回加えさせていただいております。そのため、現行の条例名を「甲良町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例」に改めます。

また、申請者の資格要件として、指定居宅介護支援事業者の指定を定める法79条第2項第1号を加えております。

以上です。よろしく願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第 27 号は可決されました。

ここで、お諮りします。

これより審査願います日程第 21 議案第 28 号の条例制定については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

それでは、日程第 21 議案第 28 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第 28 号 甲良町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例。

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 5 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第 28 号についてご説明申し上げます。次のページをよろしく願いいたします。

この条例は、平成 26 年改正法による法改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務について、平成 30 年 4 月 1 日以降、市町村が実施することとされたため、市町村は条例で指定居宅介護支援事業および基準該当居宅介護支援の事業の基準を定める必要が生じるため、新たに制定するものです。

第 1 条ではこの条例の趣旨を、第 2 条で事業の基本方針、第 3 条、第 4 条で事業の人員に関する基準、第 5 条以降で事業の運営に関する基準を定めております。第 5 条から第 17 条で指定居宅介護支援の提供に関する内容について、11 ページの第 18 号で事業所の管理者の責務について、第 19 条で運営についての重要事項に関する規定を定めることについて、第 20 条で従業員の勤務体制の確保について、第 21 条で設備および備品等の備えに関する内容について、第 22 条以降では、指定居宅介護支援事業所の運営に関する内容について定めております。

以上です。よろしく願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第22 議案第29号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第29号 甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○村岸住民課長 それでは、議案第29号 甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、上位法であります高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことに伴う改正でございます。

内容といたしましては、保険料を徴収すべき被保険者で、第3条第1項第2号において「高齢者の医療の確保に関する法律の第55条の2第2項」に定める2つ以上の病院に継続して入院、入所して住所変更を行っている者を追加し、住所地特例の病院や入院の定義を追加しているものでございます。

また、同3号および同4号についても2つ以上の病院等に継続して入院、入所して住所変更を行っている者の「法第55条の2第2項」の定めを追加し、同第5号においては、国民健康保険の住所地特例者についても、年齢到達等により後期高齢者医療制度に移行された方について、本町の保険料を徴収すべき被保険者に定めるものでございます。

また、付則であります第2条を、平成20年度より後期高齢者医療制度が始まったことにより、保険料の徴収の納期の例外規定を設けておりましたが、適用年度が終了しているため、削除するものでございます。

また、この条例につきましては、平成30年4月1日から施行をお願いするものでございます。どうかよろしく願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第29号は可決されました。

次に、日程第23 議案第30号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第30号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○橋本総務課参事 それでは、議案第30号につきまして、ご説明を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が、平成30年4月1日に改正されることに伴いまして、条例の一部改正をお願いするものでございます。

条例第5条第3項中でございます。損害補償の扶養親族の基礎額をうたったものでございますが、1号 配偶者に係るものを「333円」を「217円」に、2号 22歳までの子を「267円」を「333円」に改正をお願いするものでございます。

平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第30号は可決されました。

次に、日程第24 議案第31号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第31号 平成29年度甲良町一般会計補正予算（第8号）。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第31号を説明いたします。

予算書の裏面の方をお願いいたします。

平成29年度甲良町一般会計補正予算（第8号）です。歳入歳出予算で、歳入歳出それぞれ6億7,148万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億9,886万7,000円にするものです。繰越明許費の補正は第2表で説明いたします。地方債の補正は第3表で説明いたします。

1ページの第1表をお願いします。

歳入歳出予算補正。歳入の部。13款 国庫支出金、補正額762万5,000円、14款 県支出金327万9,000円、17款 繰入金3,715万1,000円の減額。19款 諸収入116万2,000円、20款 町債6億4,640万円の減額。歳入合計6億7,148万5,000円の減額です。

次のページをお願いいたします。

歳出の部です。2款 総務費、補正額504万8,000円、3款 民生費2,670万円の減額。4款 衛生費311万7,000円の減額。6款 農林水産業費4,260万4,000円、8款 土木費4,461万4,000円の減額。9款 消防費6億8,660万1,000円の減額。10款 教育費3,585万5,000円、12款 公債費604万円、歳出合計は歳入合計と同額で6億7,148万5,000円の減額であります。

次のページをお願いします。

第2表であります。追加として、2款1項 一般財産管理事業で2,80

0万円、6款1項 経営体育成支援事業で827万5,000円、6款1項 地方創生拠点整備事業で3,948万7,000円、10款1項教育施設整備費で3,506万3,000円です。廃止として、9款1項総合防災センター整備事業であります。

次の、第3表をお願いします。地方債補正です。追加といたしまして、起債の目的で、地方創生拠点整備事業債で限度額を1,970万円、小学校整備事業債で2,450万円が限度額です。

変更の部分です。起債の目的で地方道路等整備事業債900万円の減額で、限度額の補正後が2,780万円であります。公共事業等債（町道改良分）で1,510万円の減額で、補正後が290万円であります。

次、廃止の欄であります。起債の目的で、防災センターの整備事業債、単独のところで限度額が2,980万円、防災センター整備事業債で6億3,670万円の限度額であります。

以上であります。よろしくをお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 予算編成、補正予算の編成に当たっての町長の政治的判断をお尋ねするものです。

1つは、この総合防災センターの建設事業を廃止するという点にあたって、廃止をしたからといって財源が出てくるわけではないと思います。起債の取り下げですから、だけでも町長の表明にあったように、大きな建物が続いてあると。本庁、それから公民館、そして今度建てられるところという点で、民生にシフトする。つまり甲良町が抱える人口減少問題に対応するという点で、子育ての応援施策を思い切ってこの際増やしていくということで、補正予算の中に盛り込まれているのかなと思います。そうでもありませんでした。中身を見ますと、児童福祉の関係では児童手当のところだけですし、社会福祉費のところでは子育てのことに若干ふれている部分がありますが、思い切ってそこにシフトをしていくと、重点をしていくということが考えられますし、必要だというふうに思いますが、その点、そのところでの判断はどうだったのかという点をお尋ねしたいと思います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 年度末の補正予算ですので、一応年度の締めくくりの予算補正ということでございます。したがって、総合防災センターについては、将来の財政負担に備えてそういう措置をとらせていただきたいと思います。それから子育て支援について、民生の充実という点については、これから各課横断的に段取りをしなければなりませんので、新年度以降にそ

の準備から体制をとっていきたいということでございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第25 議案第32号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第32号 平成29年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第32号についてご説明申し上げます。

表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,998万4,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入の部。3款 国庫支出金、補正額764万4,000円の増、5款 県支出金379万6,000円の増、7款 繰入金1,394万6,000円の減でございます。歳入合計、補正前の額8億4,249万円、補正額減額250万6,000円、合計8億3,999万8,400円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の部。1款 総務費、補正額ゼロ、6款 諸支出金74万4,000円の増、7款 予備費325万の減額でございます。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここで、お諮りします。

これより審査願います日程第26 議案第33号から、日程第34 議案第41号まで、平成30年度各会計の当初予算については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、予算決

算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

それでは、日程第26 議案第33号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第33号 平成30年度甲良町一般会計予算。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第33号を説明いたします。

平成30年度の予算書の裏面の方をお願いします。

平成30年度甲良町一般会計予算。

歳入歳出予算。歳入歳出それぞれ39億8,900万円にするものであります。

債務負担行為については、第2表で説明をいたします。

地方債については、第3表で説明をいたします。

一時借入金は、借り入れの限度額を6億円にするものです。

歳出予算の流用であります。給料、職員手当および共済費に係る予算に過不足分を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用だけできるものであります。

次のページ、1ページをお願いします。

第1表です。歳入歳出予算。歳入。

1款 町税8億5,130万1,000円、2款 地方譲与税3,430万円、3款 利子割交付金120万円、4款 配当割交付金230万円、5款 株式譲渡所得割交付金270万円、6款 地方消費税交付金1億1,300万円、7款 自動車取得税交付金1,250万円、8款 地方特例交付金220万円。

次のページをお願いします。

9款 地方交付税15億1,400万円、10款 交通安全対策特別交付金130万円、11款 分担金及び負担金3,531万3,000円、12款 使用料及び手数料2,525万9,000円、13款 国庫支出金2億6,934万円、14款 県支出金2億4,129万7,000円、15款

財産収入 1, 973万5, 000円、16款 寄付金 1億10万円、17款 繰入金 4億1, 047万1, 000円、18款 繰越金 4, 000万円、19款 諸収入 1億718万4, 000円、20款 町債 2億5, 050万円、歳入合計が 39億8, 900万円です。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款 議会費 6, 643万4, 000円、2款 総務費 8億2, 886万8, 000円、3款 民生費 12億4, 028万1, 000円、4款 衛生費 2億7, 878万9, 000円、5款 労働費 56万円、6款 農林水産業費 1億3, 174万円。

次のページをお願いします。

7款 商工費 4, 834万1, 000円、8款 土木費 4億1, 560万9, 000円、9款 消防費 1億2, 259万4, 000円、10款 教育費 4億5, 980万1, 000円、11款 災害復旧費 2万5, 000円。

次のページをお願いします。

12款 公債費 3億9, 173万5, 000円、13款 諸支出金 22万3, 000円、14款 予備費で 400万円。

歳出合計は歳入合計と同額であります。

次、第2表、7ページをお願いします。

債務負担行為で、まず滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償、期間が平成30年度から平成42年度までであります。次に、新作能「高虎」制作事業委託、期間が30年から平成31年までで、限度額が440万円であります。次に、子ども子育て支援事業計画改定事業、これが期間が平成30年度から31年度までで、限度額が662万1, 000円です。次、甲良東小学校修学旅行事業で、期間が平成30年から31年で限度額が130万円です。次に、甲良西小学校修学旅行事業、これも期間が平成30年度から平成31年度までで、限度額が100万円です。甲良中学校修学旅行事業、これも期間は同じで30年度から31年度で、限度額が570万円です。学校保健検査事業、これも30年度から31年度で、2, 200万円です。

次のページをお願いします。

次に、第3表の地方債であります。起債の目的、限度額を言います。

臨時財政対策債で、1億2, 100万円、電算システム整備事業債で3, 020万円、獣害防止柵整備事業債で670万円、地方道路等整備事業債で1, 070万円、公共事業等債（町道改良分）で2, 310万円、Jアラートシステム整備事業債で500万円、学校教育施設等整備事業債（単独分）

で880万円で、合計2億5,050万円であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西川議員。

○西川議員 9番 西川です。7ページのところの新作能「高虎」制作事業委託費が440万ありますが、この中身をちょっと教えてください。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 今企画監理課の方で進めているものでして、能の中に「高虎」という作品が今のところないということで、それで一度「高虎」の能を作成してみようかということで、昨年度になるんですが、その関係者の方と前課長との中で話し合いが行われて、今現在進めているわけなんですけど、内容といたしましては、これから新しくつくるものですので、概要としては高虎に関する能ということしか、今は申し上げられないんですが、今の段階では月2回程度打ち合わせを行いまして、作成に向けて進んでおります。この作成をいたしまして、また皆様、町内外の方にお披露目も考えておりまして、それを平成31年度を予定として今のところ進めていっております。

このスタッフといたしましては、もちろん私も職員では無理ですので、能にかかわる方ですとか、また能面の作成の方もおられますので、そういう詳しい方々に寄っていただいて、新しく全国に発信する「高虎」の能の作成を、今現在いたしているところということでもあります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 今、行政の方としても中身的にはよく理解できていないところをこれからやるのだというような発想のようですが、これがどのような効果をもたらすと、今全国でどうのこうのとおっしゃってますが、能というのはやっぱりできたら舞台が要るのやろうと。その辺でこれをどこに主力に置いてやっていくのか、体育館でやるとか中学校でやるとか、そういうところでやる予定なのかはわかりません。それと、やはり能をやる以上は、素人がやるわけにいかんですから、師匠なんかに来ていただかないとできないとか。それとそれが甲良町の中にうまく浸透していくのかということもやはり検証しておかないと、つくってみたわ、やってみたわ、能面に金をかけたというような話で、あとはさっぱり効果のない事業になってしまわないかというのが、一番心配なんですけど、その辺のところまでふまえておやりになるのか、もうそんなことはお構いなしに進んでいるのかということをお答えください。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 今能に携わっていただいているのは観世流の方が能に携

わってくださっていますので、観世流といいますと全国でも名をはせた流派でありますので、今おっしゃいました、甲良町はもちろんなんですが、その方のネットワークを駆使ししまして、全国のところでも発表していけたらと思います。

その相乗効果として、今、津とか上野市と一緒にNHKにもこちらの方から陳情に行っています、大河の放映の陳情の一つのアイテムにもなればと考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そのような昼間の人口増とかそういうことにつながっていくというような発想だと思いますが、よく検討していただきたいと思います。

それと、これはちょっと参考的な話ですが、この間私はもう寝とってわからなかった、寝てしまってあれだったんですけど、先日、NHKの日本人の名前という番組を見られた方はいらっしゃいますか。その中に日本人の好きな名前というんですか、そういうのがあって、10番目は見てたんですが武者小路という名前で、トップが西園寺というのは家内に聞いたんですが、途中で7番目か何番目かに藤堂という名前があったと。その藤堂が何でだという話になったときに、藤堂家の発祥の地が藤の甲良町だということを、えらいとくと説明されたようですから、再放送を見ようと思ってましたら、今夜火曜日の、朝0時10分から再放送されます。皆さんビデオをとっていただきたいなど。せつかくここで宣伝してくれてたので、甲良町としても残しておくといいんじゃないかと思いますので、参考までに。

○丸山議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。西川議員に関連しますが、この440万、これの中身、内訳はどのように考えておられるのですか。能面は既に作成にかかっているというように聞いていますし、能のシナリオを書くのか、それからそのスタッフに対する報酬やらが入っているのか、どういように440万円が積算されているのか、内容と内訳はどういように考えているのか、ざっと400万円、440万円ぐらいかかるだろうというように積算しているのか、それとも積算、積み上げの根拠の説明をお願いします。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 この「高虎」の能の関係ですが、これは地方創生の関係で甲良町は高虎をキーワードに発信していこうということで、幾つか今までイラストをつくったりとか、名刺に高虎のあれをしてPRをしたりとか、そういうやり方をしていました。ちょっと文化的な部分でも高虎をPRしていこうかというような話がありまして、そういう中で、全国的にも新作能が珍しい

ということで、滋賀県でも近年はないそうなので、たまたま滋賀県の文化協会の人としゃべる機会がありまして、そういう話をしたらぜひつくって全国に発信したらどうかということで、いったんつくと、能というのは趣味ですか、そういうことが毎年少数ですがあらわれるということで、継続して甲良町をPRできるのではないかとというようなことです。

費用については、地方創生の交付金で申請をして、交付金の対象でやろかなというふうに思っています。

一からなので、今西川議員が言われたように、まずシナリオからつくる段取りをしております。そういう流派のそういうところがあるんですけど、文化協会を通じてそういうところに依頼して、まずシナリオをつくるというのがあって、シナリオができたなら能面をつくるというような段取りです。

それで、それができたら議員が言われたようにどこかで披露をさせてもらわなあかんということで、今想定しますのは、公民館でさせてもらったらどうかということで、舞台については、滋賀県の文産の方にそういう小道具があるようなので、また近づいたらそういう手続をさせてもらってというふうには考えております。

一連の費用は440万ということです。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 動機やらそれから理由づけなどは今まで西川議員の質問などでわかりましたが、私が聞いているのは端的に440万をどういう積算をしたのか。つまり、能面がこれだけ、それからシナリオ作成の委託料がこれだけ、それからいただいた方の報酬がこれだけというような積算の内訳をどういうようにしたのかということを知っているのですが。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 西澤議員のご質問につきましては、予算の委員会の方で詳細な部分をお話しさせていただきたいと思っておりますので、それでご了承願いたいと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 今説明ができないということは、委員会でその書いたペーパーベースでもらえるということですかね。それで対応してもらいたいというように思います。今、440万を計上しているのですから、つまり漠然として高虎を売り出したいというのはわかりました。けども債務負担行為で金額が出ているのですから、こういう積算をした結果440万ですというのが説明できひんと、本来おかしい話ですよ。だからそれを聞いているんですよ。だから、文書的にもペーパーベースでそういう説明があって440万はこういう根拠ですというように説明いただけるんですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 今手元に資料がございませんので、今言われましたようにペーパーで委員会のときにご提示させていただきたいと思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第27 議案第34号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第34号 平成30年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○村岸住民課長 それでは、議案第34号について説明申し上げます。

予算書の裏面をお願いします。

平成30年度甲良町国民健康保険特別会計予算。歳入歳出予算について、9億5,298万円と定めるものでございます。

また、一時借入金といたしましては、最高額は6億円と定めるものでございます。

また、歳入歳出予算の流用ということで、同一款内で経費間の流用ができることを定めているものでございます。

1ページの第1表、歳入歳出予算をお願いいたします。

歳入といたしまして、1款 国民健康保険税といたしまして、1億5,094万円でございます。2款 使用料及び手数料といたしまして6万6,000円、3款 国庫支出金といたしまして1,000円、4款 県支出金といたしまして7億1,035万2,000円でございます。5款 財産収入といたしまして1,000円、6款 繰入金といたしまして8,960万3,000円でございます。7款 繰越金といたしまして1,000円、8款 諸収入といたしまして101万5,000円でございます。

次ページをお願いいたします。

9款 町債につきまして1,000円、歳入合計といたしまして9億5,298万円でございます。

また、次ページの歳出をお願いいたします。

1款 総務費におきまして2,831万9,000円、2款 保険給付費におきまして6億8,513万8,000円、3款 国民健康保険事業納付金といたしまして1億9,177万1,000円、4款 共同事業拠出金といたしまして2,000円、5款 財政安定化基金拠出金といたしまして1,000円、6款 保健事業費といたしまして2,731万4,000円。

また、次ページをお願いいたします。

7款 基金積立金といたしまして1,200万1,000円、8款 公債費といたしまして635万円、9款 諸支出金といたしまして90万1,000円、10款 予備費といたしまして118万3,000円でございます。

歳出合計といたしましては、歳入合計と同額の9億5,298万円でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第28 議案第35号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第35号 平成30年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○村岸住民課長 それでは、議案第35号について、説明申し上げます。

予算書の裏面をお願いいたします。

平成30年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算といたしまして、歳入歳出予算につきまして7,542万1,000円と定めるものでございます。

次ページの、第1表、歳入歳出予算をお願いいたします。

歳入の部といたしまして、1款 後期高齢者医療保険料といたしまして4,588万6,000円、2款 使用料及び手数料といたしまして1万円、3款 繰入金といたしまして2,912万4,000円、4款 繰越金といたしまして9万円、5款 諸収入といたしまして31万1,000円の、歳入合計といたしまして7,542万1,000円でございます。

また、次ページの歳出をお願いいたします。

1 款 総務費といたしまして474万6,000円、2 款 後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして7,026万4,000円、3 款 諸支出金といたしまして38万9,000円、4 款 予備費といたしまして2万2,000円、歳出合計といたしまして、歳入合計と同額の7,542万1,000円をお願いするものでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第29 議案第36号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第36号 平成30年度甲良町介護保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第36号についてご説明申し上げます。

予算書表紙裏面の方をよろしくお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億3,655万円と定めます。

一時借入金第2条で、一時借入金の最高額は1億5,000万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用については、同一款内での流用の方を定めております。

1 ページの方をお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。

歳入の部。1 款 保険料1億7,619万6,000円、2 款 使用料及び手数料1万円、3 款 国庫支出金1億9,675万円、4 款 支払基金交付金2億1,359万3,000円、5 款 県支出金1億1,550万4,000円、6 款 財産収入1万5,000円、7 款 繰入金1億3,347万6,000円、8 款 繰越金1,000万、9 款 諸収入5,000円。

2 ページをお願いいたします。

10 款 町債1,000円、歳入合計8億3,655万円でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出の部。1 款 総務費3,145万2,000円、2 款 保険給付費7億7,610万7,000円、3 款 地域支援事業2,363万1,000円、4 款 基金積立金1万5,000円、5 款 公債費2,000円。

次のページをお願いいたします。

6款 諸支出金32万1,000円、7款 予備費502万2,000円。
歳出合計は歳入合計と同額でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第30 議案第37号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第37号 平成30年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○村岸住民課長 それでは、議案第37号について、説明申し上げます。

予算書の裏面をお願いいたします。

平成30年度甲良町墓地公園事業特別会計予算といたしまして、歳入歳出予算の総額を147万7,000円とお願いするものでございます。

それでは、次ページの第1表歳入歳出予算をお願いいたします。

歳入の部といたしましては、1款 繰越金といたしまして1万円、2款 使用料及び手数料といたしまして83万円、3款 諸収入といたしまして7,000円、4款 財産収入といたしまして1,000円、5款 繰入金といたしまして62万9,000円といたしまして、歳入合計といたしまして、147万7,000円でございます。

次ページの歳出をお願いいたします。

1款 墓地公園管理費といたしまして63万7,000円、2款 諸支出金といたしまして83万円、3款 予備費といたしまして1万円となっております。歳出合計といたしましては、歳入合計と同額の147万7,000円をお願いするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第31 議案第38号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第38号 平成30年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○**丸山議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○**中川人権課長** それでは、甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,574万1,000円をお願いするところでございます。

一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円とするものでございます。

歳入歳出の流用につきましては、同一款内でこれらの経費の各項間の流用といたすものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算、歳入でございます。

1款 県支出金57万8,000円、2款 繰入金786万円、3款 繰越金1,000円、4款 諸収入730万2,000円、歳入合計は1,574万1,000円でございます。

次ページをお願いいたします。歳出です。

1款 総務費858万8,000円、2款 公債費50万4,000円、3款 諸支出金664万6,000円、4款 予備費3,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○**丸山議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 11番西澤です。新築資金貸付事業は同和対策事業の重要な位置づけをされてきたものです。町の歴代の文書を見ても、最重要課題というようにして取り組んできた事業の中の一つです。その点で、私は以前からも申しておりましたが、この事業における積極面、つまりいろんな問題解決、課題解決に果たした役割と、その中でさまざまな問題を抱えてきました。その

問題点をどういうようにして行政としては考えているのか。そしてその問題点は、何を背景に、何を原因としてこういうようになってきたのか。つまり、端的に言えば、滞納額が非常に大きな金額の一つです。そういう点では、行政としての総括的な文書が必要だというように思っています。

これは担当課だけではなくて、町長部局、町長としても、これは土地造成の事業ともリンクをしている事業だと思いますけれども、そういう点では、この新築資金会計、事業、それから土地造成の事業、裁判もありました。そういう点をふまえて、町としてはこういう到達点に来ている。そして、問題点がこういう解決をすべき課題を抱えているというのを、やっぱり総括的に文書表現で示していくというのが大事な点だと思いますが、委員会では、金額のどうこうということに主力になるとは思いますけれども、事業を振り返ってという点では、この今の時点に立って、総括的なところは必要でないかというように私は思っていますので、町長がかわられた経過もあります。それから野瀬町長が長年総務肌、まちづくりのところで歩いてこられた執務されてきたという経過もありますので、そういうまとめを予算委員会までにといいますとあした、あさって、しあさってと、9日というようになりますので間に合わないかと思いますが、そういうまとめ方が必要だと考えていますが、町長、担当課の見解を求めたいと思います。

○丸山議長 人権課長。

○中川人権課長 事業に関してはさまざまな課題、問題はあったかと思えます。新築資金については新たな貸付は今はないわけですが、それらの精算についても課題もありますし、事業の総括という意味では、おっしゃられるようにしていく必要はあるかと思いますが、これも町としてどうなのかということは、ちょっとまだ町長ともお話をさせていただきながら、まとめていく必要があればまとめさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 今のご質問は大事なことだと思います。ちょっとお時間をいただきたいというふうに思います。この委員会と会期中に間に合うかどうかは猶予いただきたいなというふうに思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第32 議案第39号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第39号 平成30年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○**丸山議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○**中川人権課長** それでは、甲良町土地取得造成事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書の裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算それぞれを300万2,000円とお願いするところがございます。

次のページをお願いいたします。

歳入。1款 財産収入300万円、2款 繰越金1,000円、3款 諸収入1,000円。歳入合計は300万2,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出です。1款 公共事業用地取得事業費50万円、2款 諸支出金250万円、3款 予備費2,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○**丸山議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 先ほども38号のところでも言いましたように、土地造成事業も同和対策事業の大きなメインと位置づけられて取り組んでこられました。もともと同和対策事業の根拠法である法律が失効した時点で、まとめをしていく必要があるというように考えていますが、その後、私たちが土地裁判も行いました。その中で、土地造成の事業にかかわるさまざまな歪みについては、不十分なところ、また、逸脱をしたところは、私たちの準備書面で十分に膨大な資料で示させていただいています。

判決の中に、歪みについて直接ふれているところはありません。けれども、52カ所のうち絞った、裁判長の指摘で5つに絞ったうちの3つで町の不手際を指摘した判決になって、弁済を求める判決になっています。

そういう重みから見ても、そのことを述べている部分を振り返りながら、38号と同じように、新築資金と同じように、同和対策事業の重要な課題として取り組んできたものがどうだったのか、そして、それは前進面は十分にあった中でも、こういうところでやはり歪みや間違いがあった、逸脱があっ

たと、その背景、原因が何かという点で、やはり文書的にまとめていく必要があるだろうと思います。

甲良町の町政の大事な点だと思いますので、その部分もぜひまとめていただきたいというように思いますので、よろしくをお願いします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第33 議案第40号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第40号 平成30年度甲良町下水道事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○中村建設水道課長 それでは、議案第40号 平成30年度甲良町下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出の予算をそれぞれ4億7,296万9,000円と定めるものでございます。

地方債につきましては、第2表において説明をいたします。

一時借入金につきましては、借り入れ最高額を3億と定めるものでございます。

第4条において、歳出予算の流用を定めるものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表、歳入でございます。

1款 分担金及び負担金233万4,000円、2款 使用料及び手数料9,352万円、3款 国庫支出金770万円、4款 財産収入3万円、5款 繰入金2億2,021万3,000円、6款 繰越金10万円、7款 諸収入37万2,000円、8款 町債1億4,870万円。歳入合計額4億7,296万9,000円でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款 総務費4,407万6,000円、2款 下水道事業費7,675万円、3款 公債費3億5,164万3,000円、4款 予備費50万円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

3 ページをお願いいたします。

第2表、地方債でございます。公共下水道事業債限度額670万円、資本費平準化債1億2,000万円、流域下水道事業債1,280万円、公営企業会計適用債920万円、起債限度額の合計1億4,870万円をお願いをするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第34 議案第41号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第41号 平成30年度甲良町水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○中村建設水道課長 それでは、議案第41号 平成30年度甲良町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

まず業務の予定量でございます。給水口数2,940口、年間総給水量97万8,066立方メートル、1日の平均給水量2,680立方メートル。主要な建設改良事業でございますが、次亜注入設備改修工事でございます。収益的収入及び支出でございます。

収入。第1款 水道事業収益2億56万円。支出。第1款 水道事業費、水道事業収益と同額でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入。第1款 資本的収入1,000円。支出。第1款 資本的支出8,745万1,000円。資本的収入が資本的支出に対し不足する額8,745万円は、当年度損益勘定留保資金7,933万7,000円、繰越利益剰余金811万3,000円で補填をするものでございます。

続きまして、一時借入金の限度額は1億でございます。

予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、以下のとおりでござ

います。

続きまして、3ページをお願いいたします。

議会の議決を得なければ、流用できない経費につきましては、職員給与費1,473万6,000円でございます。他会計から負担される金額525万8,000円でございます。たな卸試算の購入限度額は300万円と定めるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 すみません、ページは2ページなんですけど、当年度の資本的収入及び支出というところで、繰越利益剰余金というふうな形のもので、補填をされるということで、ちょっとこの意味がよくわからない。意味というか、この金額というのは、要は決算で確定をしてないと剰余金というのが出てこないんですけども、その点についてどのようにされているのかというような形のものをお教え願いたいと思います。

○丸山議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長 今この利益剰余金につきましては、詳細のところの資料はございませんので、申しわけない。今度の委員会のごときにご報告させていただくということでよろしく申し上げます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 剰余金というのは、当然29年度の前年の剰余金になってくるので、それがまだ確定してないのに何で出てくるのかというふうな形のを、1つ疑問点があるんです。その点についてちょっと過去から同じことをやられてきたと思うので、そこについてまた調べてもらいたいと思います。

○丸山議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長 申しわけない、調べてご報告させていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 ちょっと私が見つけられないので、お尋ねしたいんですけど、毎年有収率ということがどこかのページに載っておろうかと思うんですけど、ちょっと見当たらないのでお教え願えませんか。

○丸山議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長 すみません、有収率につきましては、この新年度の予算ではなくて、毎年決算時にご報告をさせてもらっています。その数字等については、ごめんなさい、それも資料がございませんので、委員会でご報告させてもらうということで、よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第35 同意第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 同意第2号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意と求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 同意第2号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意をお願いすることでございます。

甲良町固定資産評価審査委員会委員のうち1名が任期満了となりますので、次の者を選任したいので、地方税法の定めにより議会の同意をお願いするものであります。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字下之郷791番地3。

氏名 二階堂正雄氏。

生年月日 昭和25年11月23日。

固定資産評価審査委員は3人おられますが、そのうちのお一方、二階堂正雄氏が平成30年3月31日で任期満了となります。これによりまして、地方税法の定めにより、今回、二階堂正雄氏の選任同意をお願いするものであります。

二階堂氏は、昭和48年に彦根市に入庁されました。平成23年に定年退職されるまで、長年の行政経験をお持ちであります。この間、税務行政にも精通をされており、適任であると考えましたので、同意をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり賛成する方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第2号は同意されました。

次に、日程第36 同意第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 同意第3号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意と求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成30年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 同意第3号 甲良町教育委員会委員の任命につきまして、同意をお願いすることでございます。

下記の者を甲良町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めにより同意をお願いするものであります。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字長寺1373番地。

氏名 尾崎隆昭氏。

生年月日 昭和46年5月2日。

尾崎さんにつきましては、平成21年から前任者の残任期間を含めてご就任をいただいております。現在、3期9年間お務めをいただいております。現在は地元のお寺のご住職としてご活躍をいただいております。人格高潔、教育全般に対し熱心であります。教育委員として適任者であると思われまので、同意をよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

宮寄議員。

○宮寄議員 7番宮寄です。この尾崎さんに関しましては、愛知県からこの甲良町に移住されまして、約10年以上になると思うんですが、長寺西区にお

きましてもなかなかの人格者と誉れ高い方でございます。私も個人的にもおつき合いがありますし、どのような部門に関しても見識の深い方であります。

よって、賛成討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり賛成する方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第3号は同意されました。

ここで、昼食休憩をします。13時30分からお願いします。

(午後0時10分 休憩)

(午後1時30分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第37 一般質問を行います。発言通告書が提出されていますので、これより許しますが。

どうぞ。

○小林保健福祉課長 すみません、先ほど第25議案のところ、6ページの新旧対照表の前の施行期日が28年4月1日を30年4月1日というふうに訂正させていただいたんですが、その前のページの5ページの方に公布の日から施行するというふうにもう載っておりまして、これが平成30年4月を意味しますので、これは古いものを引用してきた形でここへ掲載されているという形になりましたので、勘違いしておりまして修正しましたけれども、これはこのままで合っておりますので、再修正をお願いしたいと思います。どうもご迷惑をおかけしました。

○丸山議長 次に、日程第37 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により、1人30分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間がくれば簡潔にまとめて質問してください。なお、答弁する人も、完結明瞭に答弁をお願いします。

それでは、最初に9番 西川議員の一般質問を許します。

西川議員。

○西川議員 議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。久しぶりに一般質問をさせていただきますので緊張していますが、よろしくお願ひします。内容的には復習的な要素も大分入ってますので、その辺のところを心得た返答をお願いします。

まずは、野瀬新町長になってからはや丸4カ月が過ぎましたけど、久しぶりの甲良町の公務に就かれた感想はいかがでございますか、町長。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 日々緊張して、職務に努めております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 いつまでも緊張してもらっていても困るんですが、うまく指導していただきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。通告書にも入ってますが、基本政策についてお伺ひします。

人口減少が急速に進行している町であります。それから経済状況もまた疲弊してるというような感じを私は持ってますが、町を立て直す指標が必要ですが、その最重要課題、施策というんですか、どのようなことを考えておられますか、お聞きします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 まずは沈滞しております甲良町のイメージ回復、そして行政の信頼回復に地道に取り組まなければならないと考えております。新年度の施策につきましては、これまでどおり、人権尊重のまちづくり、そして住民主体のまちづくりの二本柱を柱に推進をしていきたいと思ひます。

まず、人権尊重のまちづくりであります。さかのぼりますこと昭和44年の同和对策特別措置法から、平成14年の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の法律、地対財特法と言われましたが、そのもとに住環境整備事業が進められて、地域の環境は改善をされました。法失効後14年が経過をしました昨年の12月に、部落差別の解消に関する法律が施行されまして、部落差別解消への行政推進が義務づけられたところでもあります。見た目の差別は見えにくくなりましたが、ヘイトスピーチやネット上の差別、書き込みが顕在化しております。表面上は見えにくい状況でありますけれど、この間、景気の後退、そして教育の課題、所得の格差が広がりまして、地区内の不安定な生活実態を直視しなければならないと思ひます。

新年度から、教育施策を充実させるため、地域課題となっております家庭支援を全庁体制で推進するため、人権課に所要の職員を配置し、相互調整機能を発揮できる準備を始め、この事業に取り組んでまいります。

2つ目の住民参加のまちづくりにつきましては、対話行政、1月から2月にかけての集落懇談会を皮切りに、今後も対話の行政を進めていきたいと思っています。集落懇談会で、それぞれのテーマを提案させていただきまして、今後は1つ、食育健康づくり運動の展開、塩分を減らす、野菜を多く摂る、適度な運動をする、そういう運動を広げなければならないと思っています。

2つに地方創生交付金を活用したそれぞれの拠点整備が進められております。さらに、拠点を増やししながら、道の駅、日本一美しい図書館と言われております甲良町立図書館、三大偉人、そしてせせらぎ水辺空間、ホットスポットを広げて、日本自動車連盟の総合観光情報サイト、いわゆるJAFナビ等を活用しましたドライブツーリズムなど、新たな人の流れをつくっていききたいというふうに思っています。

それから、人口減少対策であります。人口減少をくい止めなければというご意見もいただいておりますが、減少の中でも人材が増加するような町の展開をめざしたいと思っております。人口減少とともに集落自治の活動が衰退し始めております。むらづくり委員会の再編見直しをして、5月初め、仮称であります。田園回帰フォーラムによって新たな取り組みを始めていききたいというふうに思っています。

いずれにしても地元のむらづくり委員会の若返りや住民力、地域力の取り組みに頑張ってもらいたいというふうに思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 全てが良とは言いませんけど、地道に考え進めていこうと思っておられるのだなということを感じました。

また、言われましたが、部落差別はまだあるということが法制化されたということでございます。今後、行政として指標を示していただきたいと思っております。

また、ほかの市町から見て、甲良町は魅力がないと思われているのも事実だと思いますし、今後は昼間の人口増や宿泊施設を含めて観光人口を増やすと、そして経済力を発展させるのだというような、あるいはこの間もちよっと申し上げましたが、先取りみたいな形をして、中学校校舎を小中一貫校にして、学力を向上させ、甲良町の学校に入りたいと思ってもらえるような施策を、修学力をつけていただけたら発想の転換でもって進める手法の一つにもなるかと思っておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それから、健康に関しまして、滋賀県では男性の寿命は全国1位という形になりましたが、健康寿命はまだ低レベルにあるのだというふうに思っています。甲良町においては両方とも低レベルにあります。そういう私も塩分の摂取量は甲良町のトップであります。平均6グラムのところを、この間はかっ

ていただきましたら22グラムだというところで、福祉課の方から注意を受けておりますので、今、プールでトレーニングとか食生活を気にするようになっています。

次に、農業施策、商工業施策についてどのように発展させようとしているのかをお伺いしたいと思います。

私は景気判断をするのに、なかなか難しいかもわかりませんが、電車なんかに乗ってますと、タワークレーンやクレーンが走っているとか、重機が稼働しているとか、よく判断してしまうところがあるんですが、我が町には景気のいい場所があまり見受けられません。町内を走っているのは介護関係の車両とか空っぽのバスだとか、通過するだけの向茂組のダンプカーがやたらと目につきます。行政を挙げて町民が潤うような施策をお願いしていきたいと思います。

この辺のところ、ご提案はありますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 まず農業施策であります、甲良町では1集落1農場をめざしまして、稲、麦、大豆のブロックローテーションの方式による基幹作物を中心とした作付け形態がなされています。本町は、県でも12集落の全ての農業集落が法人化をされました。この集落営農法人がさらに経営改善と収益性向上を図れるよう、町行政と東びわこ農協、そして滋賀県湖東農業農村振興事務所が一体となって、定期的に連携会議を行って、まずこの3月13日に初回の集落リーダー研修を開催する予定であります。

今後は、集落営農法人であっても、施設園芸等の複合的な経営に積極的に取り組んでいただくための事例報告、情報提供をしてまいりたいというふうに思います。

町、JA、県が連携をして、継続的な農業支援につなげていきたいというふうに思っています。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 せせらぎの関係なんかで、特産品をということを盛んに言われていました。確かに必要だと思いますので、その辺のところも含めて考えていただきたいと思います。

商工業についてはいかがでございますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 商工業政策につきましては、議員からも推進をと言われております、本町が進めてまいりました西岡山林28.9ヘクタールの南部工業団地につきまして、引き続き産業集積地としての土地利用についてさらに検討を進めてまいりたいと思っております。

本年、2月22日には、町内唯一の経済団体であります甲良町商工会と行政懇談会を開催させていただきました。地域経済の発展をめざして、商工業の振興、地域振興に係る意見交換を行いました。今後とも、商工会との連携を深めて、地域の商工業振興をめざしてまいりたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 よろしく願いしておきます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。公共設備の補強や改修が必要だというようなことで、私は平成29年の総合管理計画を読ませていただきました。その辺のところ、いろいろと質問していきたいと思えます。庁舎の改修につきましては、来年度に回されたということでございます。

それでは、2番の庁舎とか公民館等でどれぐらいの修繕費用が予想されるのか、総合計画とは切り離れた感覚でこの間調査をお願いしておったんですけど、お聞かせください。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 改修が必要な箇所として、現在把握しているものについては、まず庁舎については、外壁と空調、保健福祉センターについては空調と2階のデイサービスの設備、教育委員会部局につきましては、両保育センターの屋根、公民館の空調、図書館の児童室、また、学校施設では、小中学校のトイレ、中学校の空調などがあります。現在把握している費用につきましては、庁舎の屋根の外壁で約1,800万円、保健センターの空調で1,500万円、2階のデイサービスで1,800万円、西小学校のトイレで3,500万円、中学校の空調で1,000万円、公民館の空調で3,000万円は把握しておりますが、あとまだ幾つかは把握できていないところはあります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 その辺を一斉に取り組むということはちょっと難しいところもあるのだろうと思うんですけど、いろいろと私は前から指摘をしておりますように、庁舎の中でも暖房設備がないのだと。緊迫感が持たれていないのかどうか、辛抱すると、わかってほしいと言われても、やっぱり貧弱な庁舎ではそれだけやはり皆活力も出ないと思えますので、不都合や不始末が起こってからではちょっと遅いと思えます。その辺のところをいつごろ進めていくというような形で、今言われたようなところをどのようにされるのか、聞かせてください。

新年度で全部やってしまうのかどうか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 まず基本的な考え方は、総合管理計画ができましたので、施設ごとの個別計画をつくるのが基本でありまして、膨大な予算もかかるとい

うことで、32年に総合計画の改定がありますので、それまでに個別計画をつくって、総合計画には反映していきたいとは思っております。

たちまちのことですが、公民館の空調と役場の空調については、来年度に一部調査をさせてもらおうかなということで、民間が行う補助金の関係で、地方公共団体カーボンマネジメント事業というのがありまして、それでまず計画づくりを来年度予算でさせてもらって、その計画をつくると、次の年に事業の3分の1だったか、ちょっと率はあれですが、補助金をもらえる制度がありますので、それに一遍取り組もうかなということを考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 補助の対象になるからそっちにいくということは、1年ずらすということになってくるかと思うんですけど、公民館だけは早く何とかしないといかんと思うんですね。現実論で皆さん寒いですよ。その辺のところはやっぱり何とか考えてほしいと思います。

それでは、次の3番目、庁舎の改修の中で、総合計画では更新期間が2017年から2057年の40年間で、費用が220億必要とあるが、予算の裏づけをどうしていくのか、基金の積み立てを考えているのかとか、その辺のところをお聞かせください。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 これにつきましては、個別計画をつくらないと具体的な金額も出ませんので、それに合わせてそのことも検討していきたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 書いたとおり、計画のとおり進めようとするのはちょっと無理があると思います。やっぱりこのまま人口が減少していけば、先ほども話しましたが、中学校を小中一貫校にして、余った校舎を利用するとか、いわゆる経費削減、中にはちょろっと書いてましたけど、そういう余った施設を利用するというようなところも含めた中で考えていってほしいというように思います。

それから、次、耐震診断の記録はどのようになっているか。何年の耐震でやられているのか、その辺のところをお聞かせください。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 耐震については、一般的には耐震診断が必要であるとみなされるのは耐震制度の基準が改正された平成56年6月1日、すみません、昭和56年6月1日以前が耐震する基準になっておりますので、その施設について耐震を行う必要があると考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 その庁舎の診断記録はどのようなものか、後でいいですから提出していただきたいと思います。

それと、隣の愛荘町役場では、庁舎の診断を最近また実施されてるんですよ。現在進行中なのか、実施予定なのか、その辺のところはちょっと私には正確にはつかめてませんが、業者側が入札に当たって質問したところ、最新の診断基準でやるとのこと、入札をかけられているようです。あの庁舎を見てもまだ新しいですよ。それをまた再度耐震診断をやらうとされているようです。その辺のところも含めた中で、安全対策は一生懸命進められているのだと思いますが、甲良町ではどのようなことをお考えになっていますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 甲良町では、昭和56年6月1日以前を対象にしております、まずできてないのが、別館です。別館は耐震診断はされたのですが、補強ができていないということです。あと中学校が普通教室なり特別教室が平成15年に改修をしておりますし、東保育センターは平成13年、西保育センターは13年ということで、公共施設で56年6月1日以前のものについて対応は終わってきております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 甲良町の庁舎は56年の診断ということですが、最近ではいろいろな地震、災害が発生して、どんどん基準が新しくなっているんですよ。その辺のところも含めた中で、再検討していただきたいなというふうに思います。

次に、公金横領事件絡みでの質問をしたいと思います。今後の裁判の見通しについてお聞かせください。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 公金横領に伴う刑事裁判については、昨年12月18日に判決が下されており、裁判は終了しております。全協でも説明させていただきましたが、被害額については今後、当人に請求していく予定であります。請求後の状況によっては、法的手段も考えた適切な対応をしていきたいと考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 今現在は、本人に対してのことは裁判以降は何もしてないということよろしいですね。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 今現在はしていません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員　それでは、2番目のところへ入りたいと思います。

再発防止評価委員会が設置されてますが、事件関係者の処分はどのようにされるのかということをお聞きしたいと思いますが、この事件は平成24年度から始まっているんですね。私は以前に不納欠損や収入未済が多額になっているというところで質問をさせていただいたことがあるんです。何回かしたと思いますが、税務課長は答えに言われたことは、「適正に処理した」と何回も強弁されたことを私自身明確に覚えております。

我々に関しての、私は税に関して知識が乏しいところもあるかも知れませんが、私にでも気のついた収入未済、滞納というところを、やはりうその答弁を繰り返したことに、私自身は議会に対しての虚偽答弁というのは、偽証罪にならへんのかなということをおもうんですけど、その辺に関してはいかがでございますか。

○丸山議長　総務課参事。

○橋本総務課参事　西川議員のご質問にお答えさせていただきます。再発防止策評価委員会のことを今おっしゃっていただきましたけれども、2月28日に公金横領に關します再発防止策評価委員会を開催いたしました。その際には、昨年8月に提言を受けた内容がどのように改善されたかというような審査や確認をしていただきまして、その提言内容につきましては、適正であるという評価をいただきました。そしてまた、先ほど議案の中で上程をさせていただきましたが、今現在は処分につきましては、甲良町の一般職の職員の分限および懲戒に関する規則に基づきまして、職員で構成されます委員会の中で審査を行っておりますが、先ほどの議案の中で上程をさせていただきましたとおり、既存の職員5名に加えまして、専門の知識がある方、外部の委員お二人を加えた形での委員会の設置を予定いたしております。

議案をお認めいただきましたら、平成30年4月1日から施行がされますので、来年度その委員会に諮問をいたしまして、その答申内容を受けて、懲戒処分等を決めていく方針でございます。

今、先ほど西川議員がおっしゃられました、決算時におけるチェックのことをおっしゃっていただきました。それを受けまして、総務課の方では、平成21年度決算から平成27年度決算につきまして、その決算の処理にかかわった職員に対しまして、報告書の提出を求めておりまして、その整理をしております。ですので、今度30年4月1日にその委員会ができました際には、チェック業務、そのことのチェック業務がどのようにされたかというようなことで、それが横領事件にどのように関係になったのかというような、その点も含めまして、第三者の意見を聞きたいと考えております。

以上です。

- 丸山議長 西川議員。
- 西川議員 ということは、まだその処分は全体について現在は3名ですけど、それ以外の人も入ってくると。前町長も含めてという理解でよろしいですね。
- 丸山議長 総務課参事。
- 橋本総務課参事 今現在、公金横領に関しまして処分が済んでおりますのは、元職員Kとあとその当時の課長と課長補佐でございます。先ほど申し上げましたのは、平成21年から平成27年までの決算についてでございますので、現在退職した者につきましては、聞き取りはできませんので、今現在おります職員につきましてはの処分の検討といいますか、諮問になろうかと思っております。
- 丸山議長 西川議員。
- 西川議員 そしたらこの偽証罪に関してはどうなりますでしょうかね。
- 丸山議長 総務課長。
- 中川総務課長 偽証罪につきましても、委員会ができましたら、経過なりを説明させていただきまして、今議員がおっしゃられたこともその委員会で諮らせてもらって、偽証罪として告訴、告発するのか、それはなしというふうになるのか、そこで意見を聞いてから、町長に話してもらおうかなと思っております。
- 丸山議長 西川議員。
- 西川議員 議論されるというところで、今のところはとめておきます。この件に関しましては、議会で指摘を何回もしているわけです。皆さんもしてたわけですけど、議会が終わればもう過ぎてしまったことよという形でやり過ぎたということではなく、再調査なり課内での再調査とか全員での協議とかいうことが、行政全般でやられなかったことに、だんだん手遅れになっていったと私は思っています。
- その辺は約3年間の間に小島君にええようにやられたわけですから、この辺のことは反省しないと、絶対だめだろうと私は思っていますが、いかがでございますか。
- 丸山議長 総務課長。
- 中川総務課長 今議員が言われたとおりでありまして、最初にこういう疑問なり疑念が出た段階で、当然組織として取り組むべきであったと思います。今後はそういうこともふまえて対応していきたいと考えております。
- 丸山議長 西川議員。
- 西川議員 この問題を簡単に片づけておくと、あとあと委員会ができたからもうそれでええのやという発想じゃなくして、みんなが心してないと、いつまた起こるかわかりませんので、その辺のところはきちっとやっていただきたいというように思っています。

それでは、3番の収入未済の関係についてお聞きします。先日、資料をいただきましたが、現在収入未済や滞納にするためのことを防止するために、督促や裁判手続をするというふうなことをお聞きしてありますが、現在裁判に訴えている件数は何件ありますでしょうか。

○丸山議長 会計室長。

○西村会計室長 裁判のことは今資料がないので、裁判というところではないと認識しております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 今のところは裁判に訴えているというところがないということですが、今までもこの件に関して手続、督促をどんどん進めると。それで代金回収がどんどんよくなっているのだったら、私は何も言わへん。その辺がまだ100%になってないわけですよ。この辺に関してどうしてもおかしいところがあるのは、やはり裁判に訴えて取り戻すと、よその市町においては100%近い金が、使用料に関しても税に関しても、皆税金を納めておられるわけですよ。その辺のところをふまえた中で、全課にわたって関係部署で、税とか使用料に関してところの部署にかかっては、100をめざしていただかないかんねやから、のんびりと不納欠損に持っていくということだけを考えてもらっては困りますので、厳しい言い方かも知れませんが、その辺の住民に対してもやはり厳しいかも知れませんが、手続はしていただかな困るというふうに思います。

それと、そこで1つ聞きたいのは、広域入所のところは今ちょっと簡単に解釈するとどういうふうに理解したらいいのか教えてください。

○丸山議長 会計室長。

○西村会計室長 広域入所の保育料につきましては、制度でよろしいですか。町外の方が町内の保育園に入園されたときにかかる保育料、それを甲良町が徴収する場合に起こった滞納ということでございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 町外の人ということですが、町で甲良町の関係者でよその町に住んでいるというような人なのか、全く関係ない人なのかというところがわかっているかと思うんですけど、全く関係ないところの町外の人やったら、やっぱり出ていってもらわなあかんのと違いますか。皆嘱託職員を増やすとかどうのこうのやっているわけですから、その辺は厳しい姿勢で臨んでいかないかんのと違うかなと思うんですが、いかがですか。

○丸山議長 会計室長。どちらですか、税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 今の質問ですが、そのとおりで思っております。広域入所で来てくれているお子様というのは、もともと甲良町に住んでいた

方が町外に行かれたという方がほとんどでございます。今言うように、甲良町では待機児童というのはいないんですが、今後はわかりません。その中で、広域入所の一部で今いる方はそのまま継続していただいているんですが、今年度から、兄弟さんだとか新規の児童についてはお断りをするように方針の方を変えていってございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そのように進めていただきたいと思います。

あと給食費の関係は今どうなってますでしょうか。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 給食費の収納率がちょっとほかと比べて悪いんですけども、これは調定額が年度いっぱい入っているんです。これだけ今年度に払いなさいと、それでいて、今1月末までにはこれだけ払いましたということで、2月分、3月分を徴収すれば、97、98%まで上がるんですけども、よろしいですか。調定額というて1月までこれだけ払いなさいというのであればいいんですけども、この出ている調定額は3月末まででこれだけ払いなさいという年度単位でしか出てこないの、率が悪くなっているところです。ちょっとわかりにくくて申しわけございませんが、そういうことです。

○丸山議長 会計室長。

○西村会計室長 教育長さんがおっしゃっておられるのが、納期末到来の分も今の調定に含むと。これは調定の持ち方なんです、年税額を1つ当初に持つか、毎月毎月発生した分を調定で持つかの違いで70%ぐらいの収納率というのは、今後納める分も調定の中に含まれているので、70%代と、それが最終、出納整理期間の5月末までに回収することによって、97、98%まで上がるものでございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 滞納の分ですよ。滞納の分もそれで調整して、ほぼなくなるという理解でいいんですか。

○丸山議長 会計室長。

○西村会計室長 ごめんなさい、今現年度分の説明をさせていただきました。滞納分につきましては、調定額は丸々1年分というか、全体の額が上がっておりますので、これにつきましては今月3月末までに前年度並み以上の収納率の回収努力をしていくということでございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 努力していくというところがまやかしだと思います。今までずっと繰り延べになってますので、その辺を真剣に取り組まないと、決算のときにまたきつく質問させていただきたいと思います。

次に、4番目の平成元年以降というあれでお願いしてました、懲戒処分等を受けられた方の実績というんですか、一覧表というんですか、それをいただいたんです。現状で言いますと、平成5年から29年7月10日までに処分を受けられた方が54件で42人、免職が1、減給が24、停職2、失職1、降格2、文書訓告14、口頭注意10件というふうになってますが、同一人物で受けられた人が4回受けられています。3回の方が3人、2回の方が3人、1回の方が35人、トータル42人という形の処分が受けられているんですけど、詳しい内容がわかりませんので、とことんは聞き切れないかとは思いますが、午前中にも言いましたけど、平成29年度になってから急に口頭注意処分が10件、あとのところではその以前には口頭注意処分というのはないんですね。平成29年だけに口頭注意処分というのが出ているんですけど、口頭注意処分というのは減給だとか何の役にも立たない、あくまでちょっと怒られたぐらいという発想なんですけど、10件もあるということは、上司と担当だという形だと思うんですけど、5件と理解してもいいんですけど、口頭注意を受けた場合にマイナス要因で何かあるんですかね。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 口頭注意については、懲戒処分ではないんです。今までは先ほども言いました、口頭注意をしたという書類がないので、前回聞いたときに北川町長が口頭注意したという話で、議会の方で、それは行政手続きができていくのかというような意見があったので、今回この件については、先ほども言いましたが、改めさせてもらって、組織として口頭注意をしたというようなことで、議案として整理した分です。それを今回議員に渡された資料には上げさせてもらいまして、主には29年度に入って監査なり6月議会で職員の事務ミスが多々指摘をされましたので、その関係で整理をしまして、それで、6月議会終了後に全職員を集めて訓示をさせてもらった経緯がありまして、その関係で整理した分が今回このように上がっていることでありまして、特にペナルティ云々というような取り決めはないんですが、起案として残るので、今後はどの職員が何回口頭注意を受けたかというのが、整理ができますので、またそれが度重なるようであれば、当然、懲戒処分の方に移行されるのではないかというふうには感じています。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 口頭注意の内容が事務処理上の不注意というようなところできてはいますが、事務処理でもある意味重い事務処理のミスと簡単なミスと、いろいろあるかと思うんですが、その辺のところをふまえた中でやられたのだとは思いますが、ぱっと見た感じで平成29年だけなんですね。あとはもう皆何らかの処分を受けてるわけですね。この辺のところも、だんだん処分が

甘くなってきたのかなというふうにも思いますので、その辺のところを今度委員会ができるわけですから、厳重な取り扱いをしていただいて、やっぱり皆さんがこういうことをしたらいかんでという意識を持ってもらうということを、重々承知していただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

分限条例を私もとくと読ませていただきましたけど、なかなかいろんな理由があって、これに当たる人はようけいてるがなと思いつながら、感じるころもあるので、分限条例と照らし合わせた中で今後処分があった場合は、検討していただきたいというふうに思います。

次に、課の統廃合へいきたいと思います。

私は平成28年3月の議会で提案して、今年度から一部実施されるような話になってたかと思うんですが、議題のトップに今回の3月議会のトップの議案に逆行したような提案がされたわけですけど、この辺までふまえた中で、これが提出されてきたのか。私自身は少数精鋭でやっぱりやっていく体制をとらないと、人口は減っていつている。その辺のところを増やしていくということが、これは増やせば当然また職員なり嘱託職員やとか臨時職員が要るようになってくると思うんですよね。その辺をどのように考えているのかをお聞かせください。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 まず今回の機構改革については、議案のときに説明させてもらったとおりでありまして、今議員がおっしゃられているのは、多分行革の視点で整理したらどうやというふうな意味だと思います。これについても、まず30年度、来年度にいつもスクラップアンドビルドということで、ビルドの部分だけ重点要求をさせてもらってたんですが、もうスクラップの潰す事業の方もちょっと検討せなあかんのと違うかということで、その洗い出しをします。その要らない事業、この事業とこの事業をくっつけたら整理できる事業というのをまずしようかなというふうには思っております。

まず事務事業の見直しをして、不必要な部分を削って必要な部分だけが残ります。その中で職員が直営でやらなあかん部分、外へ出せる部分のような仕分けをしながら、そういう統廃合のことも必然的に出てくるのではないかなというふうに考えております。そのやり方についても、ちょっと全協でちらっと言いましたが、第三者委員会みたいなもの、専門家の人にちょっと意見を聞く場を設けて、そこで削る事業なり外へ出す事業の検討を一緒にしていこうかなというふうには考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 いろいろとお考えになっているということですが、やはりこれは

進めてもらわなければ絶対困ると思います。

私は近隣市町村という形で、ちょっと多賀町の資料を取り寄せたんですが、多賀町は川相出張所を含めて教育委員会を除いて9課で、嘱託職員を含めて68人でおやりになっているんですね。一覧表がファイルがあるんですけど、この辺を甲良町は今教育委員会を除く中で何人でどのようにやっておられますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今、議員が言われた多賀町の数字とうちが把握している数字が違うんですけど、まずうちは28年度の決算および課設置条例に基づく4町の比較をしております。まず町長部局で、甲良町については8課2センター、豊郷町が10課、多賀町が6課、愛荘町が4部14課でありまして、このほかに会計室と議会事務局と教育委員会がそれぞれあるということで、人数についても、甲良町が106、豊郷が95人、多賀町が120、愛荘町が188人というふうに、うちが調べたのはそういう数字にはなっております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それは教育委員会は入ってるんですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 課の数は教育委員会、会計、議会は別であります。

(「入ってるの」の声あり)

○中川総務課長 入ってません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 ちょっと若干の違いがあるようですが、それともう一つ、ここでお願いしときたいのが、人事配置表が甲良町はあるんですが、これをもっと見やすい形に変えていただきたいなど。ちょっとこれは参考に多賀町のこれです。後でまたお見せしますが、職員名まで載って、どんな仕事を全員がわかるようになってるんですね。この辺のところを公開していくなら、わかりやすくしとかなないと、何かうちの人事配置表は出世してる人だけがわかるような人事配置表で、ちょっと見づらいので、今後検討していただきたいと、お願いしておきたいと思います。

それでは、次の3番目の町民負担が減る方向での補助金見直し施策は進めていますかというところで上げたんですけど、これは私自身に直結しますので、私自身の例から申し上げますと、今町内の字の公民館長をしているわけですけど、補助金の支給方法に関しまして、公民館長が把握している以外にも教育委員会では支給してるんですね。それはスマイルネットだったりとかしているんでしょうけど、PTAに勝手に請求を出しなさいと言っておいて、集金は公民館長に来なさいと。何の金やということになるわけですね。その

辺のところとかいうのを、やっぱり統一するような形で変えていかないと、金をもらっても誰に渡すねんという話になってきますし、この間も見てたら教育委員会から呼び出しがあって、金をやるというからとりに来たわという公民館長さんもいてましたし。

その辺のところ、自分で出したものがもらえてなかったらわかります。だけど人が出されたものをやるからと言われて、だまされてへんかというような気持ちにもなりますので、そういうところはやっぱり統一した見直しをしていかないとだめだと思います。

産業課の方にちょっと。これはある農業者のえらいさんから聞いてますけど、大したことやないのだけどなということでは言われたんです。種子代の補助について。種代、これに関しまして請求するにあたって書いて出したら、たかがしれた1万円なのか3万円なのか知りませんが、出して補助金をもらおうと。多分わかったのだろうなと思うんですけど、もらってきて、今度いざ、製品が生産者に納品がないというようなところで、どうしたんでしょうかという質問がいったのか、自分から自主申請されたのか、その辺はわかりませんが、腐って出荷できなんだわという形を言われたと。そしたら、その証拠写真を持ってこいというようなことまで言われて、種代の1万円の補助金をもらうのに、またまた書類をつけて、これが腐りましたというて顛末書を書いて、写真までつけろと、これは生産者の方は、こんなものやったら要らんわというような形にもなっているわけです。

だから、その辺の手続論というんですか、最初からわかるような表にして、1枚で済むような形、あとはコピーして書き込んでまた追加で出すとか、簡単なことにしてやらないと、新たな要求をされたら、農家さんですからこんな書類ばかりつくらないかと困るわけです。やっぱりもっと簡単にするような方法を考えていくとか、何かしてやらないといかんとするんですが、いかがでございますか。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 せせらぎ農産物の形で補助金として出させてもらっている部分でございます。金額的にも小さいのですが、ご利用いただいている方がおられます。なかなか使い勝手が悪いというのは、種子を本当に皆買わせるかという、なかなか買わんと自分ところの種を使われるというようなこともあるもので、今後、検討をしていかなければというふうなことは考えております。

以上です。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 先ほどのPTAの活動で分館の方がお金をとりに

来るといふことなんですが、ちょっと時期は忘れたんですが、大分前だったと思います。逆に分館の方からPTAに対して渡す補助金が、分館の方で把握できないので、分館の方に請求なりとりに来るようなことをしてほしいということを聞いておりました。ただ、今議員がおっしゃられるように、今のことを言われると、わからないというのも事実だと思いますので、何がいいかというのは今後検討していった上で、いい方向で持っていけたらと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 大したことやないんですけど、やはり手間暇のかかるようなことをお上仕事で、こうやからやるから出せとか、こんなのをやられたら、やっぱりもらう方も困るし、もうちょっと親切にしてあげてほしいなというふうにも思いますし、補助金で釣るという表現はいいか悪いかわかりませんが、やるのやからもっと真剣にやれよということを思っておられるのかもわかりませんが、やる方に関しましては、とてもやないけどたまらん事業なので、私自身やってましても、これだけ書類を出せと言われたらかなわんなというふうなことも思ってますので、その辺は簡単にするとか、何かもうちょっと方法を考えていただいて、それをうまくやることによって、人員削減にもつながってほしいなというふうに思いますのでよろしく願いしておきます。

次、4番目の職員の潜在能力を十二分に発揮されるか、テーマを与えているかということに対してお聞きしたいと思います。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 人づくり職員づくりのことやと思います。まず役場、町の方としましては、通常の研修につきましては研修センターがありますので、それには行ってありますし、最近では専門の分野のリーダーもということで、地域養成リーダー塾というのがありまして、それも今年度は派遣しております。過去には自治学校にも派遣しておりますし、最近はないんですが、人事交流を県ともしておりました。

来年度につきましては、地方農政未来塾というのがありますので、ちょっと農業の関係でリーダーづくりで職員を派遣しようかなとは思っております。

これは基本的には研修の話ですが、実際に人をつくるのに今までも研修だけでしたが、私が総務課長になったこの4月で、まず仕事の進め方の基本を指示しております。まず仕事には担当と課長補佐と課長と、大きく分けて3つのそれぞれの役割というのがあります。担当も基本的には担当レベルで仕事をして、課長補佐が課内をまとめると。最終チェックなり確認は課長がするという大前提がありますので、それをするようにと。今までは多分これ

が機能できてなかったの、課長レベルが話をしても担当まで行ってなかったの、細かい事務のミスなり、できていなかったというのが多々ありましたので、まずそれをやれということです。あと突発的な事案も出てきますので、突発的な事案が出たときに、とりあえず担当を置けということで、まず担当に原案をつくってもらって、あとは課長補佐が修正し、課長が決定というような、大きな流れでやっています。

そうすると、担当も、つくった担当になるべく発表の機会なり説明の機会をさせるようにしています。例えば監査ですが、今までは課長が出て説明していたんですが、担当が出て説明せえというふうにしてます。そうすると前の日に勉強もしますので、そういうふうには職が人をつくっていくので、なるべく実践を通して人づくりをしたほうが早いのではないかなということで、そういうふうにして、なお進めて、しっかりした担当が数が増えていくことが信頼される組織の運営につながるのではないかなというふうには考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 テーマを与えて、やはり成長してもらわな困るということを思っています。1つだけちょっと簡単なお願いですけど、やはり住民の方が庁舎を訪れたときに、やっぱりこやかにほほ笑んでほしいというのは再三皆さんがおっしゃっていることだと思いますので、その辺を忘れずにやっていただきたいと思います。

それから、ちょっと先ほど質問を1項目抜かしてしまいましたので、お聞きしたいのですが、公金のところ。質問で私は、一般住民の方を対象にしたような形でのいろんな聞き合わせをしていたんですけど、収入未済、滞納状況というところで、やはりこれは甲良町の問題としては肝心なことなので、その辺でまさかとは思いますが、私ら議員も含めて、職員で甲良町在住の職員で、税の未収があるとか、未納があるとかいうようなことがあるかないかというようなことをちょっとお聞きしておきたいと思います。今日返事はできないかと思っておりますので、最終日まで結構ですから、教えていただきたいと思っております。内容がわからなければ後で言います。

それから、次の5番の国体に向けてというところへいきたいと思いますが、滋賀県で国体があるという中で、私も正月に野瀬町長もいらっしゃったと思うんですけど、解放同盟の新年会の際に、西嶋副知事に甲良犬上3町の議長とで、こちらから言うと金がかかりますので、彦根でやるのに犬上3町は何もないと。その辺のところのテーマを与えてくださいということをお願いしてはいたんですけど、教育委員会として国体に向けて3町で何か今取り組んでおられることはありますか。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 犬上3町の体育協会あるいは担当で協議を進めていますが、国体競技を実施する上では、競技に必要なスペース、男女別の控え室、ドーピング検査室、得点集計室など複数の部屋の確保などを各競技団体から条件が提示されています。現時点で犬上3町において条件を満たす施設はなく、競技の実施は難しいと考えていますが、他府県から多くの方が訪れられる大変よい機会であるので、できる限りの協力をしていきたいと考えています。

また、子どもから年配の方まで幅広く親しまれるレクリエーションスポーツを対象とした国体デモンストレーションスポーツの開催を、今後は犬上郡体育協会などと検討していきたいと思います。正式競技はなかなか難しいんですけども、例えば今までから実施している犬上ふるさとウォークを国体バージョンにして得点種目にはなりません、参加していただける方が国体の雰囲気を感じてもらえるようにしていきたいと考えています。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 競技自身はなかなか難しいかと思うんですが、今言われたような観光施設を巡ってもらうとか何とかいうようなことをいろいろと考えていかないかと思いますが、犬上3町になかなか宿泊施設が、大きなところがないので問題があるかとは思いますが、甲良町に限って言えば全くないわけですから、民泊とかその辺のことでもできるようなことがないか、いろんなことを考えていただきたいと思います。

それで、グラウンドゴルフが種目になっているのかどうか知りませんが、グラウンドゴルフ場の練習会場にでもならんのかなというふうにも考えるんですが、いかがですか。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 グラウンドゴルフも種目としてあります。競技はできないかなと当初は考えていたんですけども、4コースが必要であると。甲良町の場合は2コースしかないの、試合というんですか競技をうまく進められない、待ち時間が多くなってしまいうということから、正式なグラウンドゴルフは難しいという結果に至っています。

ただ、練習会場を試合会場と一緒に備える必要があるという滋賀県の大会長のリストの回答ですので、その辺も難しい。ただ彦根で何かあるときに、甲良町の方で練習会場だけでも貸してもらえないかというような利用申請があれば、それは喜んで協力はさせてもらうというふうには伝えてあります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 何かでお役に立てるようなこと、副知事の方から提案があるかもわかりませんので、またよろしく願いしておきます。

次に、路線バスのバス路線についてですが、忠霊塔のことに关しましては、ちょっとごめんなさい、予算委員会の方で聞かせていただきます。

バス路線についてですけど、今現在職員の皆さんでこの路線バスをこの1年間、どこからどこまで、この川瀬の路線に1回でも乗ったことがありますという方は手を挙げていただけますか。

(該当者挙手)

○丸山議長 2人は手を挙げていますのやけど。

○西川議員 4人やな。人数を聞いただけ。それも1回か2回だと思ふんですね。しょっちゅう利用されてないと思う。私が年間6回ぐらい利用するんですけど、ほとんど人が乗ってないんですよ。やっぱりこの辺の利用実態について、ちょっとお聞かせいただきたいと思ふんですが、よろしく願ひします。調べていただいていると思ひます。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 正直利用実態といたしましては、平均1.1人程度の乗客であります。ほぼ養護学校生徒が中心になるわけなんですけど、また参考に、経常損益を毎年広報の方に載せさせていただいておりますが、平成28年度につきましては、853万7,555円、これは萱原線ですので、その分全体で考えると、まだ膨らむと思ふんですけど、萱原線に关しましては、その額程度でここ数年は動いております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 公共交通ですので、いきなりなくせとか、甲良町独自でやるというようなわけにはいかんのかわかりませんが、多賀町も廃止の方向で金屋や萱原は廃止の方向で考えておられます。その辺のところも含めた中で、これも後の予算委員会の方でまた質問させていただきますけど、検討していかなあかんのと違ふかというふうに思ひますので、やっぱり養護学校だけが利用しているんですよ。それで、ほとんど朝と晩に乗っておられるのを見てますけど、あそこまでやったら、養護学校のバスは四、五台ありますわ。それで、送迎が朝7時前から出ていくバスもありますし、昼は2時半ごろから送っていくバスもあるわけですけど、そういうところを利用してもらって、川瀬の路線もつくってもらったら、ものすごい甲良町としても助かるわけですよ。

その予算を別な方向で使うというようなことを、交通機関として何か考えていく方向でいかないと、無駄金を出しているような気がするんです。近江鉄道もどう思ふか知りませんが、近江鉄道も何かいろいろとお考へのようなので、その辺のところも含めた中で真剣に考えていかないと、無駄金遣いになっているというように理解しますので、よろしく願ひしときます。

ちょっとオーバーしましたけど、一般質問を終わります。ありがとうございます。

いました。

○丸山議長 西川議員の一般質問が終わりました。

次に、6番 阪東議員の一般質問を許します。

阪東議員。

○阪東議員 6番 阪東です。今ほど丸山議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、人口減少というふうなところで、ひずみ対策に聞きたいというふうに思っております。

我々の町としましては、滋賀県は数年前について人口が非常に増えている県だったんですけれども、最近知事のコメントで、今度は逆に人口の流出がとまらないというふうな県になってきました。我々の甲良町につきましても、10年で基本的に500名というふうな人数がごそっと減少していくというふうな形で、次世代、また次世代の子どもたちが徐々にというふうな形じゃなくて、極端に減っていくというふうなところが実情だと思えます。

人口減少というふうな形につきましても、町の総生産というかGDPというところが減少は無論のことと思えますけれども、特に基幹産業である農業とか、そういうような部分については、次の次世代、次々世代というふうなところについての人口たな卸しをやると、ほとんど各集落に存在していないというふうなところが実情だろうというふうに思っております。

そういった中、甲良町につきましても、このままではほっといてもあきませんので、やはり少しずつ人口をこれ以上また流出、人口を減らさない対策が必要だと思えます。そういった中で質問の1番の方で、ここ10年ぐらいのところ、人口の転出超過というか、人口の流出はどの程度あったのかというふうな形をお聞かせ願いたいと思えます。

○丸山議長 住民課長。

○村岸住民課長 ここ10年間の人口流出ということで、お答えさせていただきます。

10年前の平成20年と比べまして、昨年と比較しますと、人口にして647名が減少しております。率にして約8.8%の減少であります。

減少の理由といたしましては、社会増減であります転入転出については、当時の人口に占める割合は、平成20年度当時は転入が2.55%あったのに対しまして転出が3.16%ございまして、転出超過といたしまして48名ございました。しかしながら、29年、昨年におきましては、転入が2.04%、転出が2.9%であり、転出超過として63名であり、社会増減の中でもやはり転出の増加が増えてきている中でございます。

そういった状況でございました。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 今年の2月2日の中日新聞の方で、今の数字とはちょっと違うんですけど、甲良については74名というふうな形を書かれておったんですけど、これは新聞の報道やから若干差があると思うんですけども、これは一応6町の中で、6町あるんですけど、その中で一番多いというふうなことを記載されておりました。おもだってそういうふうな形のものを転出されているわけ、理由はどのようなものがあったのかおわかりでしょうか。

それでまた、結婚などで転出転入はどれぐらいあったかというのは、わかりますかね。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 今現在、転入出者の方にアンケートをお願いしております。それは任意ですので、書いていただかないという場合もあるんですけど、転入については、アンケートに答えてくださってないのでわからないんですが、転出につきましては、主に多かったのが結婚されてこちらから転出されたとか、また仕事に就きまして転出されたというものが多くの原因となっております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 ②の方で、当然死亡による自然減と、流出というふうな形についての、100としたときの割合は10割としたときの割合はどれぐらいあるかというのはわかりますかね。

○丸山議長 住民課長。

○村岸住民課長 29年度におきましては、出生が40名、死亡が95名でございました。55名の減少ということに対しまして、転出超過が63名でございまして、自然減として割合的に0.76%の減少となっております。また、転入転出の社会減として0.87%が減少ということになっております。以上です。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 3番目の、流出の年代で、最も多い世代というのは、年齢というかどの程度になっているかというのはおわかりですかね。

○丸山議長 住民課長。

○村岸住民課長 流出年齢につきましては、20代が全体の32%を占めております。また、30代におきましても22%、40代が12%でございまして。また、男女比率では20代の女性の方が全体の19%であり、最も多い状態で流出している状態ということになっております。

以上です。

○丸山議長 阪東議員。

○**阪東議員** 続いて、4番目で、これは今ほど聞いた中身としますので、ちょっと省かせていただいて、5番目の方に移って、ふるさとへのUターンはどの程度あるかということです。

ふるさとへのUターンというふうな形についても、誰でも甲良の住民で期待しますけれども、どの程度戻ってこられているのかというものがおわかりでしょうか。

○**丸山議長** 企画監理課長。

○**宮川企画監理課長** 2月まで調べさせていただいたんですが、約50名の方が甲良町の方に戻っておられます。これは4月からの数字になります。

○**丸山議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 今ほど50名が一応戻ってこられているということなんですけれども、それで出られた原因というのは何で出られて戻ってこられたのかというのは、そこまでわからないというところですか。

○**丸山議長** 企画監理課長。

○**宮川企画監理課長** アンケートでお答えしてくださってましたら、何年か前かのアンケートの答えだろうなとわかるんですけど、今現在はわかっておりません。

○**丸山議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 島根でしたっけ、大学の方に就学されたら、外部に出られたら、奨学資金というふうな形を、戻ってこられる約束として出すというふうな、そういうような形に対してもルール化して、できるだけひきつけようというふうな考えを持っておられるところもあろうかと思うんです。

甲良町については、何も手を打っておらなくて、出られる方は出られる。入る方は入られるというふうな形でなってるので、やっぱりそういうようなところもちょっと学んで、そういうような政策というのを取り入れてみてはどうかという形で意見として伺います。

○**丸山議長** 企画監理課長。

○**宮川企画監理課長** 議員のおっしゃるとおり、そういうような施策をされているところとかは確認しております。それでまた今言われましたように、今まで議員の方々から言われていますように、やはり甲良町に魅力を持ってもらうような政策をやっていかなければいけないと思っておりますので、今阪東議員がおっしゃられましたように、また一つの政策として、何か1つでもできていたらということで、考えていかさせていただきたいと思っております。

○**丸山議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 続いて、6番目です。流出された方々に対して、やっぱりふるさとに対して、今何をやっているのかというふうな情報発信という形も重要な

町としての役目というふうに思います。都会で働いておられる皆さんに対して、ふるさと便り、今はこういうふうな花が咲いて、こういうお祭りをしてますよと。それでまた、こっちへ帰ってこられても十分にこういう就職もありますよというふうな活動を、やっぱり町としてもホームページ、また通信誌面として、果たしていく役割があるかと思うので、その点についていかが考えられるか、お答え願いたいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 今現在考えておりますのは、やはりホームページを使うことで、町外向けの情報発信ができ得るものであると考えてますので、そのツールを、いろいろな手段を増やしていく予定をしております。

また、当町で昨年3月から、パソコンですがスマートフォン向けの子育てアプリの「キラキラこうら」を展開しております。この情報発信内容につきましては、現在子育て情報に限定したわけなんですけど、今後は発信の対象を町の施策ですとかイベントなどにも広げる予定をしております、充実した甲良町の子育て支援をPRできるのではないかなということも考えております。そのことが人とつながれる場所の情報も一つの発信のツールとしても使っているのではないかなと。

また、JAFナビ等のそういうようなところと協定を結びまして、甲良町の魅力等を発信していきたいと考えております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 是が非でも、甲良町のホームページは他の町と比べて非常に見やすいところがあると思うんです。そういうようなところで、やっぱりしっかりとそういうようなものを情報発信というところをやっていただければありがたいなというふうに思っております。

続いて、7番目の事項で、これはほかの議員さんもいろいろ危惧されている場面があるかと思います。近年、小学校から中学校への入学というのはなく、外に越境される生徒が非常に多くなってきているというふうに思います。幼少期のふるさとの思い出というものについては、大人になっても強く脳裏に焼きついているというふうに思っております。その時期に、外部に出られますと、本当にふるさとへの思いは薄らいでくるというふうに私は感じます。

教育というか、学問の資質は、むろん甲良中学は上げていただきたいんですけども、やはり他校と差別化する運動クラブとか、そういうような面についても優位性が立つような方策というのもしっかり今後考えていってもらわないと、本来の甲良のめざすところにはなれないというふうに思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 近隣に県立の河瀬中学校が設立され、またそれと同じような時期に私立の高等学校に附属の中学校が経営されるようになってからもう10年を超えますけれども、甲良町の小学校を卒業後、それらの中学校へ進学する児童は毎年数名おります。これが極端に増えているという傾向はありませんが、毎年数名いる状態です。

ご指摘のように、地元の仲間とともに育ちながら、地元への愛情を培って未来の甲良町を支える人材を育てることが町教育の大切な使命だとは考えております。甲良町の小中学校では、長年、一人一人を大切にされた学習、生活、それから進路保証を重視して教育に取り組んできておりますが、近年では、小学校で外国語教育に先進的に取り組み、また、中学校では大学の学識経験者と連携して、生徒と保護者、それから教職員にも視野を広げる授業を展開してきております。次年度は、この取り組みを小学校にも拡大していくような教育の質の向上と、それから特色ある教育の展開をめざしております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 30年度、ちょっと外部に流れる人数といたら何名程度ございますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 現段階で把握しておりますのは、小学校、両小学校を合わせまして卒業生が50名です。そのうちの7名が町外へ進学予定です。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 先ほども言いましたのですが、以前は野球とか、バレーボールというのが県下に誇れるぐらいの力強いクラブがあったと思い、僕は記憶にしているんですけども、最近そういうようなものがあまり聞こえてこないというのは、今の中学校はどうなっているのかなと、クラブに対してどうなっているのかなという形をお聞きしたいんですけど、おわかりですかね。

○丸山議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 おっしゃっていただきましたように、20年ぐらい前であったとしたら、野球部の方も近畿、全国、バレーボールも全国大会で上位入賞というような実績を残してきていたのが、甲良中学校の部活動だったと思います。現在も部活動に関しては非常に熱心に取り組んでいるということは、十分活動をしているのではないかなと、私は感じています。

ただやっぱり子どもたちの様子を見ると、時代の変化もあるのでしょうが、スポーツに本当に集中して、幼いころからスポーツに目を向けて、そこに力を発揮して、それによってまた進路も切り開いていきたいというような願いを持っている子どもたちの割合は、ここ数年、甲良中学校ではなくて、

減っているのではないかなと、スポーツに対する意志というものの変化が全体的にあるのではないかなと思います。

もう一つは、近年になって、スポーツ少年団は甲良町の方は小学校でもまだありますけれども、野球等に関してはクラブチーム、サッカーもそうですが、いろいろなクラブチームができて、部活動の時間帯に部活動には参加せず、そちらのクラブチームに行く子どもたちも非常に多い傾向があります。そうすると、スポーツで頑張りたい子どもたちが学校の部活動にいないという状況は、甲良中学校だけではなく、いろんな近隣の中学校も抱えている課題かなとは思っております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。教えてくれる先生が、一生懸命教えて、また、転出されるという、先生の方が転出されて非常に、子どもたちがせっかく頑張ってきたのにまたそういうふうな師匠が出ていったというふうなところで、非常に困惑することも沢山あると思うんです。一つ一つやっぱりそういうような形を押さえながら、今後、そういうようなクラブ活動も含めて盛り上げていただきたいというように思っております。

次に、続いて、⑨の空き家に対する状況を聞きたいと思います。空き家については、経年劣化を防ぐために本来有効活用を進める上で、空き家バンクとかいうふうな登録をしてもらうのが十分なんですけれども、各集落、先ほどの町からの説明もあったと思うんですが、各集落の空き家数というのはどれぐらいあるか把握はしておられますかね。

○丸山議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長 平成28年度に実態調査を行っております。この空き家といいますのは、平成26年11月に移行されました空き家等対策の推進に関する特別措置法に規定される、おおむね1年以上住んでおられない空き家ということで、聞き取り等をしたところ、107件というふうに今は想定しておるところでございます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 空き家107件のうちに、持ち主と連絡がとれないというふうな空き家はありますか。

○丸山議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長 まず、空き家と想定されます199戸の空き家を抽出いたしまして、そのうち回答が返ってきたところは109戸というところがございます。その他につきましては、空き家の特別措置法の関係で、固定資産のデータならびに水道のデータを活用してもいいですよということでございますので、それを利用しておりますので、一通りの方への通知は行っている

というところで、特に不明であるというようなところについては、確認はしておらないというところでございます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 これから特定空き家というふうな形のものを調査される、法律上調査されるというふうになってこようかと思うんですが、特定空き家に属する物件というのは、町で認識はされておりますかね。

○丸山議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長 今年度、空き家の協議会を設立させていただきまして、建築関係の方、行政書士さん等に入らせていただきまして、今整理をしているところでございます。今のところ数件ということで、平成30年度でその協議会において最終の特定空き家の認定をしていきたいというふうに思っております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 今ほどで、8番、9番というところが大分わかりましたので、次に、10番の人口減少が進む中で、当然我々の地域も含めて、唯一の商店がもうなくなってきました。金屋さんのところも衰退してしまったというところが現状だと思うんです。

そうなってくると、我々、ある程度車に乗れる人間はいいんですけども、高齢者が生活をする上で、ましてひとり身の方が買い物に行くというところについては、町としてはやっぱり交通支援とか買い物支援とか、そういうふうなところがやっぱり必要になってきたのではないかなというふうに思います。

今、先ほどもバスで乗ってないやないかというふうな路線バスの質問もあったんですけど、路線バスまでは多分お年寄りには乗れないと思うんです。そういうようなものについて、やっぱり、支援活動というのをどのようにされていくかというふうな形が、今後、重要だろうと思います。

特にその中で愛のりタクシーの高齢者の利用度はというふうに書かれているんですけども、それも含めて今現在高齢者の愛のりの利用度、または、今、先ほど言いました支援活動、当然お年寄りが週1回買い物に行かざるぐらいは無料で券を渡すとか、そういう支援の方策がないかなというふうに思うんですけども。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 愛のりタクシーにつきましては、まず平成28年度の利用状況を、報告させていただきます。28年度につきましては、甲良管内なんですが、甲良線というものがあって、甲良管内は5,275人の利用者がありました。5,275人、大体1日平均14.7人の利用があります。こ

れは、愛のり全体的に考えますと、増加傾向にあるということになります。

それで、これが全て高齢者の方が乗っておられるかといいますと、こちらでも判断しかねるところなんですけど、ほぼ高齢者の方が利用されているということで、タクシー会社からは伺っております。

それでまた、高齢者の支援につきましては、9月議会の方でもちょっとお話しさせていただいたように、今現在愛のりタクシー、または外出支援、そちらの方で支援をしていきたいと考えております。また、次の質問にもかぶるんですが、免許証の返還をされる方がときどきおられますが、その方につきましては、9,000円分の愛のりタクシーの券ですとか、または湖国バスの回数券の配布を行っております。

以上です。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 今の11番の運転免許証の返還の返答があったんですけど、これは1回返した段階で、一応9,000円というか、毎月9,000円と、毎年9,000円という意味でもないんですかね。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 返還されたときのみになります。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 そないに行く機会が少ないと思うんです。ぜひやはりそういうようなチケットを、毎年ぐらいにしてあげていただきたいなというふうに思います。

次の質問をさせていただきます。

⑫です。昨年の12月20日の新聞で、近江鉄道が利用者数の減で単独維持が困難というふうな記事が出ました。実際、この内容について、各沿線の自治体には、どのようなことを伝えているのか。

また、一応仮に鉄道事業をバス事業にしたら、大体1日何人の利用客が必要性に迫られて今どれだけ減っているのかというふうな、根拠性というか、そういうようなものも出して伝えられているのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 まず近江鉄道の経営状況なんですけど、赤字額が大きい地域鉄道の経営状況は厳しく、今後も厳しさが継続されることが考えられるために、沿線地域などが近江鉄道のあり方を検討する時期になっているという内容でありまして、そのため、現在8回開催されましたが、滋賀県と沿線市町、近江鉄道で、近江鉄道に関する勉強会を昨年度より開催されております。

それで、その中のデータといたしまして、実際近江鉄道の経営が厳しいと

ということも申されてますが、実際、経営状況が悪化しましたら、そしたら近江鉄道はどういう行動に移るかと申しますと、いろいろな法律等もありまして、実際これは公共交通という観点から、地域の公共交通につきましては、地域の自治体が主体的に取り組み、県民や地域住民の目線で検討するということになっておりますので、イメージ的には近江鉄道自信が何かこれから努力はされるんですが、どのように運営していこうかという点になりますと、やはり周辺の自治体と一緒に考えていくというような話になってきます。

また、議員が申されました乗り合い人数等につきましては、データをいただいておりますが、どの点でのデータかデータの数値を申し上げたらいいのちょっとわからないんですが、一応近江鉄道から複写取扱禁止の状況でのデータはいただいております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 わかりました。

それでは、次の2番の防災センターの中止に問うというところに移らせていただきたいというふうに思います。既に防災センターは中止については、集落懇談会やらまた全協の場で内容についてはお伺いしておりますが、一応記録を残していただくということで、重複しますかもわかりませんが、お答えを願いたいと思います。

昨年の12月議会で、防災センターの中止を宣言されました野瀬町長が、その間に、造成地の処理などでチーム編成をされるという答弁があったと思います。そのチームメンバーはというふうなことで、まずはどのようなメンバーだったかというのは、お聞きしたいと思います。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 メンバーですが、総務課長、産業課長、建設水道課長、住民課長で、そこに町長が入って、12月25日を第1回目に進めてまいりました。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 一番ここで大事なのは②のどこなんですけれども、チーム編成というふうな形のものについては、やはりトップダウンということで野瀬町長からこういうふうなものでボツにするから、こういうふうなもので検討してくださいねというのがあってもええと思うんです。

要は企業というか、企業の中では破壊は日常茶飯事、こういうふうなところに対して日常茶飯事にするけど、それ以上のやはり提案というか創造、こういう創造を持ってこいというようなものを言われてます。

ただ破壊するのやったら誰でもできると思うんですけれども、そういうよ

うなところについては、これは全協で公共施設の整備基本方針というのをもらいましたけれども、そういうようなところから防災センターに打って変わるものがここから生まれてくるかというのは、今後検討されると思うんですけども、何をまず創造されたのかということをお聞きしたいと思います。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 まず野瀬町長が進める対話行政というのがありますので、対話をしながら進めていきたいという大前提がありまして、とりあえず中止に伴って基本的な考え方をまとめようということで、とりあえずそれを一番にまとめたのがこれで、今回の議会、全協で説明させていただいて、また区長会で説明して、対応していくと。その意見を反映しながら次のステップに進みたいというような考え方で進んでおります。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 センターそのものは建設費が設計見積もりが普通見積もっても大体持ち出しが2億ぐらいかなというふうに思うんですけども、2億というあまり単独でやるというのは非常に困難と違うのかなというふうに思うんですけども、そういった面で、逆に言うたら今の国の70%というのは、考え方からしたらお得なものかなというふうに思うんですけども、ただこのままの状態では、庁舎はこのままの状態ではやっぱり皆さんのモチベーションというものが、環境があってやっぱり頑張るのであって、そういうモチベーションがだんだん下がってこようかと思うんです。

そういった意味では、やっぱり一遍代替案を今後いろんな形で考えられるというのは十分に検討してもらって、また、我々の産建に付託を、前はいろんな形で建設委員会とかでされたと思うんですけども、そういうような場面に移してもらって、十分に検討してもらいたいなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

③集落懇談会で町長はいろんな形で最終まで大変な時間だと思います。ご苦労さまでございました。そういった中で、下之郷の方で聞いておって、前防災センターは中止と、前町長がやられる防災センターは中止という最後に1カ所答弁があったんですね。答弁というかお答えが、前の、今の老人会長の質問の中であったと思うんですけども、この意図は何やろなというふうなことをお伺いしたいと思います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 平成29年度に計画されました総合防災センターの建設を中止するというところでございます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 ということは、まるっきり中止ではなくてその形を変えて現在検

討をされているということで、防災センターの名前は違うんですけども、そういうような代替地を一応検討もこれから図っておられるというふうな形でいいんですかね。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 今総務課長が申しあげましたように、公共施設の検討計画の検討を始めているということで、今現在は総合防災センターの計画はその中には載っておりませんし、遠い将来という感じです。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 とりあえず一応これで今の問いについては終わりたいと思います。続いて、3番目の東びわこ農業組合の推薦の虚偽についてお答えを願いたいと思います。

東びわこ農協というのは、基本的には経営管理委員会制ということで、1つは自治会、経営管理委員会があるというのは、ご承知で、推薦は当然看板を背負って立つのは理事長が看板を背負って立つというふうに思うんですけども、経営管理委員というのは基本的に不祥事の問題とかいう形で起こったときに、それが地域の組合員の中から代表制というふうな形のもので管理委員会制度を築いて、その中で一応東びわこの方策というのを練っていくというのが経営管理委員会制度というふうに思っております。

そういった中で、この東びわこが即座に野瀬町長を推薦しますという形のものと言ったとは思えないんですが、本当のところは経営管理委員長がいろんな決起集会に出られていますので、推薦されたのではないかなと僕は思っているんですけども、いかがでしょうか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 組織のお話をされております。合併で大きなJA東びわこという組織になりまして、経営管理委員会、監査委員会、それから理事会というそういう組織であるということではありますが、まずは私の認識としては、JA東びわこの統括最高責任のポジションは経営管理委員会の会長という方がトップであるという基本認識をしていたわけであります。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 今ほど当然経営管理委員会がトップはトップなんですけれども、やはり普通から言うて両方ともにいってもええのかなというふうに思うんですけど、それが方や経営管理委員長にあって、それは先ほどのもう1回の質問なんですけど、本当のところ、委員長は「推薦するわ」と言うたのと違えますかね。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 それはお答えはありませんでした。

- 丸山議長 阪東議員。
- 阪東議員 それでお答えがないのを、なぜ印刷配布に回したかというふうな形なんですけれども、それは何か間違っただけというふうな。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 今後の甲良のまちづくりを、農業振興をやる場合には、JAと行政が一体となってという思いでありましたし、推薦依頼文面の中にもそのことはお願いして推薦依頼をしてありますので、こちらの片思いというか、一方的な推薦で多分お願いできるであろうという甘い見込みであったと反省しております。
- 丸山議長 阪東議員。
- 阪東議員 これは論法になるので、それ以上は言いませんけど、1月17日に朝刊チラシというか、これはご自身ではなかったのですけれども、おわび書というのが出ましたね。それはなぜ選対の方の野瀬議員の名前で出されたのかというのについて、なぜご自身ではなかったのかという形をお伺いしたいと思います。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 これも言いわけになるところであります、私の名前もと思っておりましたが、公職選挙法で年始または時候の挨拶、年頭の年賀についてもそうありますが、挨拶は禁止をされているということから、私の後援会長と選挙の総括責任者であった野瀬欣廣氏に許可といいますか、これを出したいということをお願いして、ちらしを作成したものでございます。
- 丸山議長 阪東議員。
- 阪東議員 一応あれはご自身で出されたというふうな形のもの、名前は違うけど自身が承諾して出されたというふうな認識でいいんですかね。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 作成には携わっておりますし、結果としてご二人の名前しか出ませんでした、そういう文面でございます。
- 丸山議長 阪東議員。
- 阪東議員 ちょっと中身は重複をするかもわかりませんが、ご自身でやっぱり出していただいたかなと私は思います。

東びわこというのは基本的には甲良だけじゃないでしょう。基本的には北は鳥居本から南は愛荘まで、そういうふうな多くの組合員と準組合員のもとで構成をされているので、そういうような形については、やっぱりある程度失墜をされたのかなというふうに思います。そういった意味では、やっぱり謙虚に反省をした方が僕はよかったの違うかなというふうに思うんですけれども。

それと、基本的には北川町長のときも、プレミアムがありましたし、選挙後のビール券の配布というの、一応バッシングをいろんなメディアも含めてされました。そういうふうなこともあって、どちらが重い、重くないというのは、これは僕は両方とも重いと思うんですけども、そのけじめはご自身で二度とやっぱりこういうような形はあってはならないのでというふうな住民説明が、当初の住民懇談会の方に出されたらよかったのと違うかなと思っております。

それは全部終わられましたので、一応それ以上何も言おうとも思っておりませんが、今度そういうふうな機会がありましたら、甲良にとどまれないよと。やっぱり愛荘も含めて彦根も含めて広域のものに迷惑をかけたというのは、ここでしっかり反省をしていただきたいというふうに思っており、一応私の一般質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○丸山議長 阪東議員の一般質問が終わりました。

ここで、15分間休憩します。

(午後3時20分 休憩)

(午後3時35分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、宮寄議員の一般質問を許します。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、その前に、ここにはおられないのですが、産業課の松原補佐、内田補佐、支援センターの大橋美智子所長、第一保育所奥村晃子園長の4名の方については、この3月31日付をもって定年退職とお聞きしております。本当に長い間行政の職員として、また、管理職としても長年にわたって携わっていただき、大変ご苦労さまでした。何名かの方については、再任用で残っていただけると聞いております。これからもよろしく願いいたします。お体には十分にご留意され、第二の人生を楽しんでいただきたいと思います。

それでは、本題の一般質問に入ります。

まず、最初に、甲良中学の空調関係についてお聞きいたします。甲良中学校では、インフルエンザで学級閉鎖になったと聞いております。7部屋のエアコンが壊れていると聞いておりますが、なぜこのような沢山の部屋のエアコンが壊れているのか、原因は何か、お答えください。

○丸山議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 宮寄議員のご質問にお答えします。甲良中学校は共通する室外機が故障している2階の普通教室7部屋のエアコンが使えない状態にあります。この冬は、この階の使用する教室を4室にして、暖房は借用したストーブを使って対処してまいりました。中学校では、13年前に建物の大規模改修を行いました。エアコンなどの機器については以前からのものを使用しておりまして、老朽化しており、ここ数年故障と修理を繰り返している状態です。

現在、故障中の2階部分の室外機を管轄する7部屋については、次年度予算で4月以降に修理を始め、夏場のクーラーが必要となる時期までに修理を完了する予定となっております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。ということは、この壊れている間はほかの暖房器具で補充されていたと。

それと、当初予算書を見ますと、教育施設整備費が2,147万4,000円計上されていましたが、これは空調関係の整備費なんですか。ちょっと内訳がわかればお願いします。

○丸山議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 この予算の中で、エアコン修理に係る予算については、920万円を計上しております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 920万円と今お答えになりましたが、当初、この問題で私が聞いておりましたのは、3,000万か4,000万かかる可能性があるというのも関係者から聞いております。うまくディスカウントされたのか、どのような交渉をされたのかはわかりませんが、900万円で落ち着いたということは簡単な手先だけの修理で済ませるのか、もし差し支えなければその内訳を、理由をお願いします。

○丸山議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 当初予算でさらに大きな額が出ていた部分については、室外機全ての取りかえというようなところでの予算であったかと思っております。それを業者とやりとりをする中で、オーバーホールの形で2階に通じるダクトの部分であるとか、1つずつの空調機器の点検と、そこで不備を行って不備になっている部分を直していくことで、いったん修理ができるという業者の回答をいただけたようです。その結果、予算的に1,000万を切る予算で賄っていますが、今回のこの修理に関しても3年保証ということになっておりますので、それを超える永久的な修理というところにはならないというのはあるかと思っております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。とりあえず3年は保証があるということで、今それを論じても仕方ありませんので、とりあえず3年間はということで、次の質問にいきます。学校の勉強ができる環境を維持していただきたく申し添えます。

では、次に、金屋地区における食の拠点野幸と長寺、緑ヶ丘の集会所のゆずのだいどこについてお聞きします。

まず、金屋の食の拠点施設ですが、聞くところによりますと、ここを落札された業者がもちろんいますよね。町長選挙が終わって、最初の入札でいろいろと疑惑のあった業者が落札ということになりましたが、これは全協でも申しましたように、野瀬町長を支持されている方が入っておられるというのを聞きましたので、この質問に入れてはありますが、せめて今の野瀬町長の任期中ぐらいは遠慮した方がいいと、私は個人的には思ったのでありますが、まさか8年前みたいにヒントを与えたことは、よもやないでしょうね。あったらえらいことになりますから。いろいろとうわさを聞きますので、それはさておき、この工事の落札は予定価格の何%ぐらいで落札したのか、参加業者は何社あったのか、お聞きいたします。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 予定価格といいますか、落札率としては大体90%弱ぐらいで落としていただきまして、3社の入札参加がありました。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。落札率は90%、3社、まず長寺、緑ヶ丘のゆずのだいどこ、ここの改修工事は長寺区の業者が落としていると聞いております。もう1点は、そこの高虎の和の家の駐車場ですか、そこも違う業者が落としたと聞いてます。3社があつて、それで金屋の食の拠点はもう1社の3社のうちの落としていないもう1社がうまく落とされたんですね。どこかのリニアモーターカーの事件のような感じにも受け取れなくはないんですが、官製談合ではなく、業者談合のうわさもちらほら聞きます。慎重に入札を執行してください。

次に、両施設の運営は新規重点にも挙げられますが、いま一つ具体的にわからないところもあります。金屋地区の行政の支援はどのようにかかわっていくのか、呉竹鴨公園みたいに、職員がいなくなった途端、運営ができなくなった実績もありますから、行政が責任を持って軌道に乗るまで支援をしていただきたいのですが、いかがですか。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 金屋につきましては、今現在農事組合法人ファーム金屋が運

営主体となっております。食の拠点というところで地元特産品を使った農家レストラン、お弁当の配食などを今後行っていかれます。

町としても、啓発広報的支援を今後も考えており、ソフト支援を行っていく予定をいたしております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。

それでは、次に、長寺のゆずの方は長寺センターがあります。いろいろと支援ができると思いますが、その支援についてどのように考えておられるのか、いろいろと努力していることは聞いておりますが、多分このままだと建物をつくっただけという改装しただけということにもなりかねないところがあります。センターの職員の全面的なバックアップがなければ、成功しないかもわかりません。去年の質問の中で、地元と協議していくとお聞きしましたが、現在の状況とオープンの時期、オープンしてからの内容等はどのようになりますか。本来なら、去年の収穫時期から稼働すると、答弁をいただいていたと私の記憶ではあるんですが、今後の予定とセンターとのかかわりについてお聞きいたします。

○丸山議長 長寺センター補佐。

○金澤長寺センター館長補佐 すみません、私の知る範囲では、十分なところでないかもしれませんが、答弁させていただきます。オープンの時期等につきましては、工事の方がちょっと遅れているというようなことも聞いてましたので、少し遅れている部分があるのかもわかりませんが、その詳細については私の方ではちょっと知り得ていないところで申しわけありません。

それと、長寺センターのかかわりについては、主体は地域の方とか産業課さんが加わっていただいていますので、センターとしては中心的には直接かかわることは少ないかなというふうに思っています。ただ、地元の方、それから相談、会議等の中で、一部支援場所としての提供をしたりとかそういうことはあるかなと思いますが、直接的にかかわっていくことは少ないかなと思っています。

今後また、ゆずの加工場の方でも集会機能というような形も残りますので、そのあたりでもこちらの方で会議もされるように移っていくのかなと思っています。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 すみません、ありがとうございます。よければ産業課長、もう少し詳しいことを聞けたらと思うんですけどお願いできますか。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 運営主体は先ほども館長補佐さんが言われたように、長寺の地元自治会のゆず生産加工部会となっております。今後、法人化に向けて実施されていく予定でもあります。オープンにつきましては、ちょっと工事の関係で遅れまして、工事も今年度の末までかかるというところでございまして、オープンについてももうちょっと遅れるということを知っております。

今後も、六次産業化の拠点というところで、ゆずを使った加工品の製作や販売、軽食のとれる食堂の運営などを行っていかれます。

今後も先ほど金屋と同様に産業課としては啓発、広報的なソフト支援になりますけども、行っていきたいと思っております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。1月末に完成する予定だと聞いておったんですけど、年度末ということは3月いっぱいかかるということなんですね。それは業者の都合もありますから仕方ありませんけど。今回の施設を、行政の全ての責任ではありませんが、成功に導けるように協力してやってほしいと思います。町の取り組みを私も見守っていきます。今後も一般質問をしたことは、どうなっているのか、ときどき報告してください。そうしないと、また同じことを、同じ質問をしなければなりませんので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問にいきます。役場の機構改革についてですが、昨年も一般質問をさせていただきました。建部議員もたしかされたと思います。今回条例改正に長寿課を新たにつくるということですが、それだけなんですか。組織の見直し等は考えておられないのか。他の根本的なことは考えておられないのか、お聞きいたします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 議案第10号で提案しましたとおり、保健福祉課につきまして長寿課と保健福祉課に2つに分けた業務になります。長寿課につきましては、高齢者福祉、介護保険、地域包括支援についてを長寿課で担当いたします。保健福祉課につきましては、地域福祉等福祉全般、それから障害者支援、子育て支援、失礼しました、子育て家庭支援、保健健康増進の業務を分担するところであります。

また、地域の課題である生活の実態に合わせた家庭支援につきまして、庁全体で体制を推進するため、人権課に必要な職員を配置し、総務調整機能を整えながら、訪問指導につなげていくことを考えております。

議員さん全体からご指摘をいただいておりますスリム化であったり、統合であったりということが、今回はできておりません。年度途中の9月に向けて、事業の見直しをやっていきたいというふうに思っております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。新町長になられていろいろ考えるところもあると思うんですが、円滑に進むように指導力を発揮していただきたいと思っております。

それでは、機構改革と関連がありますので、次の防災センターと役場庁舎改修について質問します。

平成25年ぐらいから防災センターを建設する目的で用地買収をしてきて、用地の確保や設計委託などいろいろと議会や全協で説明し、あるときは予算議決など議会の意向で執行してきた防災センター関係事業です。今回の町長の一存で撤回し、今までの議会議決を無視し、町への多大な損害を出してしまいました。今まで使ってきた費用について、本来なら補助金か交付金で補填されるべきものは、全てなくなりました。この損害といいますか、損害といたら不平があるかもわかりませんが、金額と関連の補助金がもらえなくなった金額は幾らになるのか、本来なら町長の一存で撤回したら、町長が責任を負わなければならないと思います。誰が責任を負うのか、関係のない町民に押しつけるのか、伺いたいところなんですけど、全協でも公共施設等基本方針、代替施設整備、その中身をよく私は帰って読ませていただきましたが、結局は、考え方の方向性が違うだけであって、めざすところは一緒なんです。結局何か建てるわけでしょう。総務課長あたりなんかは多分困っていると思います。二、三カ月前までは建てるで頭が回路しとったのに、今度は建てないの、結局建てるのやって、さっきから話を聞いてとったら、どうやねんという話ですな。

誰が責任を負うのかですね。関係のない町民に押しつけるのか、お答えください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 議会の議決につきましては、重いものがあるということ認識しております。しかし、計画をされておりました総合防災センターにつきましては、昨年秋の町長選挙で事業を推進するか、しないかの大きな争点となりました。この計画につきましては、私は見直しを表明し、立会演説会で中止を表明いたしました。住民合意がなされていなかった大規模な建物の建設については、町長選で示された民意を受けとめるべきと考え、今回中止をさせていただくことといたしました。

この間、費やされてきました用地取得、造成、設計調査、合わせまして7,105万円が投じられてまいりました。今、総合防災センターの建設を中止しましたので、この投資につきましては、公共施設用地として今後、有効に活用を図ってまいりたいと。少し時間がかかるというふうに思っております。

が、よろしくお願ひいたします。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 次に、全協でも説明がありましたが、人権課、建設水道課の建物の耐震の問題です。空にされるということで、ちょっと安心はしたんですけども、それにおいて、ましてや産業課の違法な公民館の使用、問題を沢山抱えております。これらを解消するために、役場庁舎の建てかえ時期もきている中での防災センター構想があったと聞いております。ほかにも役場の西の木造倉庫、旧有線の今言いました建設水道課の2階です。この後は人員をそこから空っぽにするのはいいですが、今後どのように解決していくのか、また、役場庁舎、この庁舎もやがて50年経つと思います。耐用年数からしても防災センターは必要だったのではないか。仮の庁舎として使えたのではないかという思いです。

聞くとところによりますと、公民館の2階の多目的ホールも空調が故障していると聞いております。もう直されたのかどうかは知りませんが、広い会議室もない、夜の会議も狭い部屋に押し込んで行っていることも聞いております。このように会議室も少ない中、また、課題が沢山ある中で、なぜ独断と偏見で、公約とはいえ取りやめになったのか。

庁舎の耐用年数も含めてもう一度わかりやすく説明を求めたいんですが、公共施設整備基本方針、先ほど言いましたこの中にもありますが、結局はそれなりのものをいずれかは建てるわけです。建てなければならない。実質また2億円近いお金が要ると思うんです。そこをなぜ10%を利用して有効活用する方法を考えていけないのかと思うんですが、もう一度お願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 議員ご指摘の整備しなければならない公共施設が目前に迫っている状況もあります。したがって、もう一度必要最小限の施設整備という視点で、今、公共施設の整備基本方針を策定いたしましたので、これをベースにさらに検討を進め、対応を考えていきたいというように思っております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。ぜひとも有効活用という点で前向きに検討していただきたいと思ひます。

では、次の質問にいきます。率直に言えば選挙違反についてなんですが、野瀬町長は12月の建部議員の一般質問の中で、東びわこ農業協同組合から推薦も受けていないのに虚偽の掲載をしたことを認められ、謝罪されました。このことにより、野瀬欣廣議員発行の「寒中お見舞い申し上げます」のびらで、虚偽の記載をしたことも認め、謝罪されております。先ほどの答弁にもありましたように、このように選挙広報やはがきに虚偽の記載をしたことは、

選挙違反になるのではないですか。公職選挙法第235条違反だと思うのでありますが、せっかくここに選挙管理委員長がお見えになっておられますよね。よろしいですか、委員長にお伺いしても、いいですか。

○丸山議長 選挙管理委員長。

○村岸選挙管理委員長 今宮寄議員の方から今回の町長選挙についての違反云々というご質問をいただきました。それで選挙管理委員会としての見解を述べさせていただきます。

政治活動および選挙運動で法に反する行為が行われた場合、取り締まりおよび事実関係の調査は捜査当局が、また事実認定および違法性の有無の判断につきましては司法が行います。町選挙管理委員会にはこれを行うことができません。唯一違法に関して行うことができることは、公職選挙法第147条および第201条の11の第11項に規定する違反文書図画の撤去命令のみでございます。したがって、選挙管理委員会はある行為が行われる前に、当該行為が違法のおそれかどうかは、法律上の見解を述べることができますが、行為が行われてしまったことに対して、違法かどうかの判断するのは越権行為となってしまいます。

つきましては、今回の異動で選挙違反かどうかの見解を述べるのは、町選挙管理委員会が越権行為を行っているとの誤解されてしまうおそれがございますので、発言は控えさせていただきます。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。ご自身が認めておられるこの行為、虚偽記載なんですけど、総務課長はどう思われますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 選挙管理委員会の事務局長としての立場で申し上げますと、今選管の委員長がおっしゃられたとおりであります。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 総務課長の口からなかなか答えにくいことでしょうけど、私が残念なのは、選挙違反をして、みずからを律することをなされていない。私がまだ議運の委員長だったころ、昨年12月議会の挨拶の中で申しましたとおり、自分を律しなければならない。所信表明でそれを入れたらどうですかというようなニュアンスで言ったと思うんですが、それも当初はされていない。自分に罰をするということも議案の中に出されるのかなと思っていたところ、それもなされていない。それをする自分で認めたことになるのが嫌なのかどうかは野瀬町長の腹の中まではわかりませんが、これで済まされるのでしょうか。

建部議員は減給を求めています。私は納得できません。失職する前に

直ちにみずから辞職すべきだと思っております。

どうですか、野瀬さん。辞職してもう一度選挙をやり直したらどうですか。こんな嫌味をたらたら毎度毎度言われて、あなたなら2, 300もとったのだから勝てるでしょう。町務のトップのあなたが法律違反を犯して、職員に「さあ皆さんコンプライアンス。ルールを守りましょう。法律を守りましょう」と大きな顔をして言えますか。どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 今回の推薦がなかったということは、事実でございまして、深く反省しております。おっしゃられました内容につきましては、心に刻みまして、これからも職務遂行に進めてまいりたいという思いでおります。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 職務遂行されるのは結構ですが、このような選挙違反をして、私が言っているのは、部下に対して法律を守りなさいと、あなた自身が、トップのあなたが法律違反を犯しておいて、部下に法律を守りなさいと言えるんですかという、そこを聞いてるんですよ。どの面を下げて部下に言うんですか。そこを聞いてるんですよ。職員になめられますよ。法律違反を犯している町長が笑わすなということになりかねませんか。何も責任をとらなくていいんですか、どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 その責任は私にあると思いますが、職務につきましては、一生懸命遂行したいと思っています。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 職務を遂行されるのには、やっぱり有権者を欺いたわけですから、それなりの罰を負わなければならないんじゃないじゃありませんか。

極端に言いますが、人を殺めて後で謝ったらええわと、それで済むわけないでしょう。例えが大きいかもわかりませんが。8年前にも職員が1人亡くなっております。あなたの同僚が。この事件での関係者が少なくとも3名の方が私の中では犠牲になられています。官製談合疑惑として処理されましたが、もう過去のことで済まされるのでしょうか。私には関係ないとも思っておられるのでしょうか。であれば、亡くなった人が本当に気の毒で、血も涙もない仲間裏切られたことになります。トップに立つ者が、また公職にある者が選挙違反をしたら責任をとるのは当たり前だと思います。

まして、このびらの発行責任者として書かれている方、代理で名前を載せられている議員も同罪であります。この方も推薦を受けていないと知っただけながら、同じことを言っているんですよ。このような考え方で日本一の滋賀県一の甲良町をめざせるんですか。このことも具体的な考えも示さないまま、

適当なことを、うそ八百を並べて事が済んだらいい。選挙だけのために適当に思いつきでうそをついて、選挙に勝ったら謝罪する。何とも哀れで情けないことですね。人間性が問われるところでもあります。

甲良町には、約300戸の兼業、専業農家があると聞いております。ざっと私の試算では700から900人の有権者、農業に携わる方がおられると思うんです。特に農業に携わる人たちは誰に投票しようか、悩み迷ったときに、やはりJA東びわこの推薦がある人を、この人ならまあええかと選ぶ可能性も大きいと思うんです。その責任は、欺いたということは、かなり大きいと思います。そこをよく頭に入れられて、おいてください。

それで、次の質問に入ります。職員の病気休暇についてお聞きします。個人のプライベートのこともありますので、答えられる範囲内で結構ですので、お答えください。

昨年3月末の人事の内示が出た次の日から今年の1月4日まで、同じ課の職員2名が同じ病気で休職をしました。この期間中にある人と会って、町の情報を漏らしているという情報や、2人で遊びに行っているといううわさが甲良町内に出ておりました。聞くところによると、北川町長が嫌いやから仕事に行かないのだとか、町長がかわったら仕事に行くと言ったこともあります。こんなわがままで子どもみたいなことですが、給料をもらって管理職という立場でありながら、無責任な行動をとり、昨年も課長が一生懸命仕事をしているのに、妨害などをしていたとも聞きます。このような甲良町の職員がいるということは、非常に恥ずかしいことでもあります。甲良町の職員の資質が問われますよね。ほかの真面目に働いている人が気の毒であります。みんな一緒に見られてしまうと思いますが、このことについて、町長はどう思われますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 質問にありますように、休暇の取得については平成29年3月からになっております。内容については、安全衛生委員会で相談等もされており、個別内容に対してはお答えさせていただきませんが、復帰は本年1月4日、当日から復帰をしているところでもあります。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 この点でもう一つお聞きしますが、同じように病気になって休まれて、同じように直って同じ時期に同じ日に復帰される。これは不思議なことですね。せめて1カ月ぐらいうらせばいいのに、何を考えておられるのか。聞くところによると病院も同じだと聞いております。

どうですか、町長、今日も1人の幹部職員は休んでおられますよね。今日も来ていない。この前の2月の臨時議会も見えてなかった。不思議なことで

すね。きのうクリーン作戦は来ていたんじゃないかという話も聞いているんですが、この2人が追加の診断書が出ていたと聞いておりますが、答えられる範囲内で結構です。もう一度聞かせてもらえますか。内容はどのような、答えられる範囲内で結構です。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 休暇の復帰まではそれぞれ診断書が出ておりましたが、復帰をいたしましての休暇については、直近の3月議会前に参事からは出ております。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 次に、12月13日の全員協議会で、話をさせてもらった件について、病気休暇中での出来事ですから質問しますが、長浜市の某氏（元反社会勢力団体に所属していた方）から私にと電話を、会話をいたしまして、「休暇中の職員が近々仕事に復帰する予定であり、宮寄議員には静かにしてやってくれないか。わしに貸しをつくると思ってそうしてやってくれ」と言ってきました。その職員は直接その人に出て甲良町の誰々やけどと名乗って話をしてきたこともっております。

私はもともと何もそのことを荒げるつもりはなかったんです。何をとち狂って、私におとなしくしてくれとか言われるのか、その意味が全くわからないんですけれども、何か都合が悪いことでもあるのかなと推測しました。私はこのようなことはあまりかかわり合いたくないんです。誰かてかかわり合いたくないですよ。そういうことで、彦根署に相談をしました。うそだと言われると困りますので、絶えず証拠が残るようにしておりますから。このことが事実であれば、公務員として甲良町の職員としてとんでもないことだと思います。よく伝えておいてください。

職員が反社会的団体に所属している人を使って脅迫じみたことをやる。公務員がそのような人とつき合っていることも許されないことなのに、私は脅迫されたと感じております。このことの真相を一刻も早く究明してほしいと、町長に申し入れしましたところ、その職員は面識もなく、全く知らないとのことでした。そのようなことであれば、もし本当に言っていないのであれば、その長浜市の某氏を名誉棄損で訴えるなど、何らかの行動をとるべきであると私は町長に申し上げたつもりです。このことを町長は職員に伝えていただけましたか。その後2カ月以上経ちましたが、何らかの進展はありましたか、お聞きします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 宮寄議員からの内容につきましては、逐一本人に伝えてあります。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 伝えているということで、伝わっているということなら、出てき

て、私は知らない、かわりがないと、誤解だとはっきり答えればいいだけのことです。それもしない。この職員のやっていることは余計誤解が誤解を招く行為ですよ。

もうこの3月議会で町長にも約束したとおり、私もこんな無益な言い争いはしたくありません。できることならこの3月議会で終止符を打ちたかったのでありますが、またこれが出てきていない。診断書が出された。また6月議会になったら、どのポストに就かれるのか知りませんが、また休まれるんですか。これは私が議員である以上、延々に続きますよ。少なくともあと2年間。どうなさるんでしょうね。

それなら、そんなに議会に出たくなければ、この人の要望どおり、議会に出なくてもええポストにしてあげたらどうですか。ということをお伝えしておきます。

本当はこんな質問はしたくなかったのですが、私のこれは本意ではないんです。これは仕方なくやっていることでありまして、ほかの職員に示しがつかない。議会に出られないような管理職は要らないの違いませんか。それと、野瀬町長の統率力、管理能力を疑われます。この点はどうか、町長。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 ご指摘のとおりだと思います。自分自身も本件については悩んでおります。また、先に見えるように頑張りたいというふうに思います。

○丸山議長 宮寄議員。

○宮寄議員 時間も迫ってきておりますので、まだ2分あるか。もう一つ聞きますが、こんなことでは、町長、ほかのやる気のある幹部職員、優秀な職員、もう私は認めますよ。もうこの1名か2名のおかげであなたの株は丸下がりですね。今日経平均株価は大いに上がっているのに、野瀬町長の株は一部の人のために大下がりですよ。だから、何も私はほかの職員の代表をするわけではありませんが、一部の職員のためにほかの職員が悪く思われる、それだけは思ってやってください。まともな職員が多いんです。

それと、最後になりますが、私は町が少しでもよくなるようにと思って、また町政に対しても何もかも反対するつもりはありません。ただ納得のいかないことやおかしいと思うことに対しては、今後も質問させていただきます。

今後も議会と綿密な連携をとっていただき、よりより甲良町政をともに築くために、行政の対応を期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○丸山議長 宮寄議員の一般質問が終わりました。

次に、2番 田中議員の一般質問を許します。

田中議員。

○田中議員 2番 田中です。議長の許可をもらいましたので、一般質問をさせていただきます。

1番の質問なんですけど、阪東議員と宮寄議員と結構重複してるんですけど、ちょっと1つ、2つ、町長に確認したいと思いますのでよろしく願いいたします。

いつかの全協で代替整備案というこの基本方針案、これが出ましたので、再度ちょっと確認させていただきたいのですが、町長が防災センター中止ということを所信表明等を12月議会で3議員の一般質問に表明されておられますが、私の中では微妙に発言が違うかなというところがございまして、現計画はやめます。防災センターはやめますというような感じで、私はお聞きしたんですけど、防災センターというものは町としては建てないのか。それにかわって代替で何かものを建てるということの理解でよろしいのでしょうか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 建てるのか建てないのかというご質問であります。3月2日の全員協議会におきまして、総合防災センター代替施設整備の基本方針を説明させていただきました。

今現在は、この計画に基づきますと、防災備蓄品の倉庫の必要性はあるということですが、公共施設の整備につきましては、優先する順番に整備を検討してまいりたいというふうに思っています。現在のところ、防災センターの建設は考えておりませんが、将来的には必要最小限の防災本部機能を持つ建物が必要であるかもわかりません。今のところ見通しはついておらないところであります。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 町長が言われましたように、公共事業検討委員会の基本方針というのをいつかの全協のときに説明いただきました。防災備蓄倉庫に緊急防災事業債を活用されるということをお聞きしましたし、その他の施設は一般単独事業債と移転補償を財源とされますが、70%の交付税のある緊急防災震源債をもっと活用されたらどうかなと。仮に1億で建てれば3,000万でものが建つという計算ですよね。損得勘定でいけば町長、どうでしょう。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 議員の皆さんは他の施設の見学をされ、検討されてきた経過がありますので、その起債については有効な起債であるということをお聞きしておりますので、今のところ見通しは立っておりませんが、必要最小限という有利な制度だということは認識しておりますので、有効に活用できるときがあ

れば、活用したいと思います。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 基本方針で具体的な方向性が決まってないと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に入りたいと思います。地域防災について、幾つかお聞きしていきたいと思います。

近年各地で地震、風雨災害、豪雪等、異常気象による想定外の大きな災害が起きております。そこで甲良町でも地域防災のあり方を見直すべきだと思いますので、そこで1の質問ですが、危険箇所には監視カメラの設置、定点カメラは考えておられますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 現在は、甲良町には設置はされていませんが、滋賀県土木交通部流域降雨政策局の流域治水政策室の防災係の方に犬上川の監視カメラの設置の要望はしていきたいというふうには考えております。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。例えば犬上川の増水をいち早く町民に知らせて避難をしていただくと。また、水系を町の職員、消防団員が増水状況を確認に行くような危険な生命にかかわるようなことを避けるために、また、監視カメラの設置を防災センター建設委員会の中でもそういうお話があったと私は記憶しているんですが、防災センターが中止になった今、早急に設置を考えておられるのか、おられないのか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 現在は、県の方に要望をしていこうということしか、今のところは考えておりません。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 要望をされているだけで結果はわからない。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 要望をしていくということです。

○田中議員 していく。

○中川総務課長 そうです。

○田中議員 ありがとうございます。早期の設置の検討をお願いいたします。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 次の2の質問に移ります。甲良町総合防災訓練の今後のあり方ですが、現状は町庁舎に災害対策本部を開設し、参集、通信、安否確認等さまざまな訓練を今、町の職員でやられていると思います。昨年、西小学校に避難所も開設されまして、各集落では避難所、防災訓練等をされていますが、

そこで今年の防災訓練の予定と、また前年度の防災訓練の反省点はありますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今年度の防災訓練については、今議員がおっしゃられたとおり、西小学校の避難所をとりあえず1カ所開設させてもらって、それをモデルにさせてもらって、周りの近隣の住民に参加していただきました。

今後は、避難場所の数を増やして訓練を行っていきなというふうには当時から考えておりましたが、とりあえず甲良町としては防災会議が開催されてなかったので、2月21日に防災会議をさせてもらいまして、今年度の事業報告なりをさせてもらいました。具体的には防災訓練はこんなことをしたよとか、実際の台風の対策はこうしたよみたいなことを報告させてもらって、いろんなご意見をいただきました。

今後の防災訓練については、基本的には案をつくった段階で、この防災会議の方でご意見、意見を聞きながら進めていきたいというふうには考えております。日については、9月の第2日曜ということにさせてもらおうかなということを考えております。

防災会議の中のご意見で、当然地元の委員さん、自主防災にこのごろ区長さんも入られてますので、そういう人からは要介護の人の訓練を具体的に行ったらいいのではないかなというようにやら、気象庁の方も来られてますので、そういう人は気象庁の主体でこんな訓練をやったらどうかなと、幾つか案をいただきましたので、それを早目にとりまとめてこの会議に諮って来年から実施していきたいなというふうには考えております。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 各集落で避難訓練、防災訓練等を自警団さんが主体でやられていると私は認識しているんですが、現消防団員は区の要請で自主的に参加されているような状態になっていると思います。大規模災害時に町の消防団と自警団の連携というのは大切やと思うんですけど、町消防団は、今、団員の方は皆、各字に自主的にやっているという状況なので、それを町長名で出動させて、各集落と連携で町民の皆さんと連携で訓練をさせていただくのと、幸い甲良町には犬上分署さんもありますので、AEDの使い方というのはなかなか私らもわからないし、皆さんも使ったことない人が沢山おられると思います。これのやっぱり使い方の指導とか、応急処置の指導とか訓練とかいうのをご指導願うようにしてはどうでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今言われた消防団長さんなり犬上分署長もこのメンバーに入られていますので、今議員がおっしゃられたようなことも会議にかけさせて

いただいて、検討していきたいとは思っています。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。防災訓練は繰り返し同じことを実施することは重要やと思ひますし、マンネリ化というやうな声もあひますが、防災に關してマンネリ化はだめやと思ひますので、その言葉自身がもうだめな言葉だと思ひますので、前年の防災訓練の反省点を活かしていつていただくやうに願ひいたします。

次、3の質問ですが、今年1月14日に行われました第1回防災セミナーの今後の予定はどうなつておひますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 継続して行ひたいとは考へておひます。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 年何回ぐらひの予定ですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 防災セミナーは年1回を思つておひます。訓練は9月で、セミナーは阪神大震災が起こつた1月にとひうふうに思つてますので、年1回ずつぐらひはやつていきたいなと思つておひます。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 セミナーとしては年1回、防災訓練も年1回だけですね。町長の今年の新年の挨拶が甲良の広報に載つてたんですけど、防災訓練を充実させるとひうことが書いておられたと思ひんですが、町長、どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 ソフト重視で中身の充実を考へておひます。早くに9月の総合防災訓練につましましては、關係機關とそれから地域住民も非常に熱心に行つていただき、尼子区さんは自主防災組織でかなりのことを行つていただひておひますので、いいモデルを参考にしながら、思ひはやっぱり有事のときに町民の生命を最優先するといふことで、もっと全町民が避難をできるやうな訓練にならないかなといふやうなことで、關係機關とも今調整をしておひますので、中身を早く住民の方、あるいは区の方にお示しをし、關係機關とも協力いただき、いい訓練になるやうに考へてまいりたいと思ひます。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。14日に行われた第1回の防災セミナーですけど、この間2月の臨時議会で町長が出席者が60人やといふことをおっしやられたと思ひんですが、あまりにも少ないと私は感じるのですが、これはどのやうに住民に告知されて、参加される要請はされましたか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 周知については、まず11月か12月ぐらいに区長さんの方にこういうことをこの日にこうしますのでという文書は出してあります。あとはもう広報と、近隣住民、近隣というか町外の方にも知らせるために、ちらしをつくって、新聞折込として周知はしております。ただ今回については、ちょっと字の割り当てはやめております。そういう周知の仕方ですけれども、どれぐらい参加していただけるのかなというような思いで、そういうやり方を今回についてはしました。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。残念ながら私はその日がちょうど用事があったので参加できなかったんですけど、参加された方には、大変いいセミナーでしたと、ぜひとも続けてやってほしいということは言われております。

先ほども宮寄議員も言われたんですけど、そのとき公民館のエアコンがいたんでいたと、石油ストーブをつけられて大変苦しかったということをおっしゃったので、もう直っていると思うんですけど、早急に直していただきますようによろしくお願いします。

次の、4の質問なんですけど、去年の台風時に、5号、18号、12号でしたか、3回自主避難を出されたと思います。甲良町では多分初めてだと思うんですけど、避難所開設もされまして、避難者はなかったように聞いてますが、何か混乱等、苦情等はありませんか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 言われたように町としては初めて開設しました。もともと9月の訓練で開設をする準備をしてましたので、それまでに台風5号が来ましたので、とりあえず対策本部を開いて協議して、いったんもう開いてみようということで、まず開きました。その後18号も来たので、1回目の反省をして、開く時間が指示する時間が遅かったということで、早めたりということで、その都度その都度反省をしながらさせていただきました。それと、10月22日、台風21号については、自主避難から20時50分に正楽寺と池寺と長寺西について避難勧告を、これも初めてですが、勧告もさせていただきました。そういう状況であります。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。自主避難は危険を感じてみずからが避難するという形になっております。強制的なものはないと思うんですけど、私も消防団として、21号のときは、長寺地区なんですけど一軒一軒、町の町長からの要請で指導せえということで、1軒ずつ、マイクだけでは聞こえないということで個々に回ったりもしましたので、なかなか避難するというのは自分から出ていきますと。全然大丈夫だから出ていくと、避難するとい

うことはなかなか難しいんですけど、それをふまえて今後の何か対策を考えておられますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今までも甲良町の方がこういうことがなかったので、多分住民さんの側も避難するのに躊躇はされていると思います。今後もこういう事態が起こったら、やっぱり早目に開設して、そういう啓発というんですか、避難してくださいということで、1人でも2人でもというように促していきたいと思いますし、実態として誰かが避難しかけたら、また何人か避難してくれるのやないかなというふうには考えております。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。マニュアル等をまた作成していただいて、混乱のないようにお願いしたいと思います。

そこで、5の質問ですが、被害想定マップの件なんですけど、私もここで土砂災害のマップはいただきました。住民が暮らしている場所が安全なのか、危険なのかという場所がこれはわかると思うんですけど、土砂災害の災害マップと、多分地震のもあると思うんですけど、犬上川の氾濫とかの災害マップがないようなんですけど、つくられてますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 土砂災害と地震のハザードマップは、平成20年と19年につくっておりますが、洪水のハザードマップについては、浸水の想定区域の指定がありませんので、つくっておりません。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 一級河川の犬上川が氾濫すればこれは甚大な被害になると思うんですけど、作成されることは、甲良町として作成されることはないんでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今ほども言いましたが、想定区域の指定がないのでということなんですけど、今ほどご意見をいただきましたので、一遍県の方とも相談して、町独自で作成して支障がないものかどうかというのも確認していきたいとは思っています。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。ぜひ早期の作成をお願いしたいと思えます。

次の質問ですが、6、7、8は町消防団からの意見を聞いてますので、よろしくお願ひします。

昨年、今年の大雪により、積雪で防火水槽、消火栓の除雪を各班長、幹部

に依頼したところ、豪雪のときに雪で多分防火水槽は書いてますのでわかると思うんですけど、消火栓に関しては赤いホースの入っているボックス、あれの近隣にあると。あれもないところもありますし、それで雪が降って風景も変わってしまっていて、全くある場所がわからないというような班長さんとかの連絡が来まして、何か目印をつけていただけないかという要望があったんですけど、看板等の設置は個数も多いので大変やと思うんですけど、どうでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 現在は、甲良町の消防防災施設等整備事業補助金交付要綱というのが平成28年にも作成しまして、そこで3分の1の補助で限度額は20万円というような補助は得られます。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 次に、毎年1月に開催されています甲良町消防団出初め式です。数年前から自警団も参加されて、開催されていますが、町長さんも総務課長も各区長さん、議長さんも出ていただいていると思うんですけど、消防団の団員全員が出ているかと言われればそれは出てないんですけど、各自警団の各集落の参加人数、参加字が少ないなということも消防団から言われていますので、区長会等々で区長さんに呼びかけていただいて、できるだけの参加をお願いしたいということの消防団からの要望でございます。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今年の出席については8字でしたので、全部の字ではありません。今議員さんがおっしゃられるように4月の区長会でまた出席の要請はさせていただきたいと思えます。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 よろしくお願ひします。もう一つ、消防団の装備です。消防団は常に現場に1番に駆けつけて消火活動なり災害活動をしておりますので、住民の生命財産を守っているのが消防団やと思うんですけど、ただ自分の身はなかなか守れない。私も現場に行くと怪我はしたことないんですけど、危険な目にも遭っていますし、やっぱり消防団の生命を守るのも町の責任やと思いますので、ライフジャケットとかゴーグル、ああいうのを整備していただければということで要求がありましたので、これはもう答弁は結構なので、ぜひともよろしくお願ひいたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○丸山議長 田中議員の一般質問は終わりました。

次に、5番 野瀬議員の一般質問を許します。

野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬でございます。議長の許可が出ましたので、一般質問を始めさせていただきます。時間も押しておりますので、スムーズに運ばせていただきたいと思います。

まず1番目、公共事業の関係なんですけども、今後甲良町の発展のため、そして地元の企業、これはお互いに発展しないといけないと思いますので、公共工事の品質確保の促進に関する法律というのが出されておりますので、それをもとに公共事業発注の現状を確認していきたいと思います。

1番目として、過去10年間、甲良町が発注した公共事業は金額ベースでどのくらいあるかというのを答えていただきたいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 平成19年度から平成28年度までの10年間で当町が執行した建設工事の入札について、総額20億54万1,000円となっております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 年度別に一覧表を後でいただきたいんですけど。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 また資料として配布、お手元の方にお渡ししたいと思います。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 20億ということなんですけども、そのうちで町内業者が受注した金額というのはどのくらいありますでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 町内では15億7,851万6,000円となっております。件数で言いますと201件です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 思ったより多かったですね。ご存じだとは思いますが、公共事業を発注する上で大事な、公共事業の品質確保の促進に関する法律、これについていき過ぎた価格競争を見直してインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成確保、これを目的としてこの法律が制定されております。すなわち、発注側が適正な予定価格を設定して、受注者の発展も考慮しなければならないということをこの法律で規定されているわけなんですけども、この法律にのっとして意識して発注を進めておるかどうかというところをお伺いしたいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 その法律にのっとして事務を進めております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 この法律を受けてなんですけども、全ての地区というわけじゃないんですけども、最近近畿圏での落札率、これを見てみますと80%後半から90%台というところで推移しております。甲良町を見てみますと、受注量が少ない。そして落札率が低いというところも聞いております。こういうことから、本社を町外へ持っていくという会社が何件か見受けられます。甲良町の落札率、どのぐらいであったかというのをお願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 81.34%となっております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 81%ということで、ここ近畿圏からいうとちょっと低目だということとは言えるとは思いますが、次のところに行きますと、落札率、これを適正化するために最低落札率、これを定めて入札を行うというところもかなり多く出てるんですけども、甲良町はたしかこれはやっていなかったと思うんですけども、今後これを進める方向というのはどうでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 現在もう既に導入しております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 導入しているということですので、今後もそれで進めていただきたいと思います。

あとはこの落札率を上げると同時に、適切な受注の金額、これを町の方でも設定する必要がありますので、その辺もしっかりとしたところで進めていただきたいと思います。

続きまして、次のところへ移らせていただきます。

地域間の協力ということで、甲良町だけで行政を進めるのはこの時期大変だと思いますので、地域間の協力について質問させていただきます。

彦根市の商工会では観光庁認定の地域の観光地域づくりを担うことを目的として、近江ツーリズムボードというのを立ち上げております。彦根で観光を盛り上げようという目的で進められております。予算書を見ますと、甲良町もこの近江ツーリズムボードに毎年20万円を繰り出してしております。

まず、どのような近江ツーリズムボードに参画をしているのか、そして連携した会議はあるのか、その辺のところの回答を願います。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 彦根商工会議所が一般社団法人近江ツーリズムボードというのを立ち上げまして、2市4町の湖東圏域で彦愛犬プラス米原市というところでインバウンド系を目的とした事業に主に取り組んでおられます。昨年度から、29年度からになっております。

例えば飲食店の外国人向けのメニューがなく、入店しにくい、わかりにくいといった外国人アンケートなどがありますと、そのように変えてみたりとか、そういうようなことを積極的に取り入れるというところをアピールしております。また、外国から高校生を主体とした吹奏楽楽団を受け入れるにあたりまして、彦根管内だけではなく、本町におきまして、西明寺の見学や昼食を隣接する一休庵で食事をしたりとかいう実績がございます。

今後も、こういった近江ツーリズムボードの主催の事業をうまく活用いたしまして、少しでも多くの人に甲良町を訪れてもらいたいと、観光振興につなげていきたいと考えております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そうしますと、連携は一応しているということですね。

そしたら、その次ですけれども、先ほどインバウンドという話があったけれども、ここに来て彦根まではインバウンド人口が増えているかどうかわからないんですけれども、観光客に彦根までは結構来ていただいていると思うんです。その彦根、そして甲良の観光客の人口の推移、これがどうなっているかというのはわかりますでしょうか。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 彦根から甲良町というところについての観光客は今は持ち併せておりませんので、甲良町におきましての数量はお渡しした数量になっています。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 先ほど彦根までは観光客はそこそこ増えている。ある程度の観光客はあるんですけれども、彦根に来てもらった観光客、これを甲良町にもやっぱり足を延ばしてもらおうという。観光の面では必要があると思うんですけれども、これは何か仕掛けが必要だと思いますが、先ほどの近江ツーリズムボード、ここら辺の仕掛けを使ってでも、その辺のところを伸ばしていく必要があると思うんですけれども、何か計画はありますでしょうか。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 先ほど申しましたとおり、平成29年度から会議をいたしております。今後、いろいろと事業も増えてくるように考えておりますので、甲良町としても参画したいと考えております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 これからというところですね。よろしく申し上げます。

これは観光というよりも次の人口減少というところでの話なんです。地域連携というところなんですけれども、甲良町単独で人口減少、これをくいどめるのは難しいと。町長の方も関連人口をというところでの話がありました

ように、関連人口も含めて、甲良町単体じゃなしに彦根、そして周りの町村、この辺も含めて連携した動きが必要になってくると思います。

そこで、観光、そして雇用、人口減少に伴うところで連携していく必要が出てくると思うんですけども、その辺の計画というのは何かございますでしょうか。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 観光という面で、現在活動いたしております協議会といたしましては、今、先ほど申しました近江ツーリズムボード、また、びわこ湖東路観光協議会と、1市4町で連携をしております。これは民泊受け入れなどを現在行っておるところでございます。また、湖東三山連絡協議会、これにつきましても1市2町、東近江、愛荘、甲良ということになりますけども、それについても例えばシャトルバスであるとか、そういうようなので連携をいたしております。

また、雇用につきましても、彦根地区雇用対策協議会ということで、企業の新卒者を対象とした求人の説明会であるとか、そういうのを実施するなり、彦愛犬の職業対策連絡協議会というところで企業と行政、学校と行政の交流というところを合理的に活動いたしておるところでございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。積極的に具体的な動きを今後していただきたいと思います。

続きまして、先日韓国の冬季オリンピックが終わったところですけども、2020年には東京でオリンピックが開催予定されております。東京オリンピックの後にその足で関西へという外国人観光客、この辺が回ってくるのではないかという甘い期待が世の中はされております。最近では、東京、大阪ではなくてその他の地域、田舎の部分でもインバウンド効果が出かけていると。まだ大きく出てるということではないんですけども、出かけてきております。先ほどの質問と重なる部分はあるんですけども、インバウンド、外国人観光客に対する呼び込み、先ほど一休庵のお話が出ましたけども、その辺甲良町までなかなか難しいところはあるんですけども、何か計画がございましたら。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 まず、先ほど産業課が言いましたような観光面もございますが、企画の方面から申し上げますと、情報発信ツールの充実はもちろんなんですが、今東京の方でインバウンド向けの情報発信として、「ここしが」の方のイベントなどの展開をされております。「ここしが」は日本橋という立地上、外国人観光客もターゲットとしておりますので、当町としても有効

に活用していきたいと思っておりますし、また、豊郷の方ですとか多賀町の方とも声をかけ合いまして、湖東地域の方に観光客に来ていただくような方策も考えていかなければいけないと思っております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。あとは甲良町単独では難しいんですけども、地域連携で外国の旅行会社、この辺とちょっと連携をとってみるという方策も一度考えていただきたいと思えます。

次に、次のところですけども、これは先ほど西川議員が話をされた部分ですけども、びわこ国体、この辺でなかなか協力してもらえるところが難しいかなというところで教育長にお答え願ったんですけども、先ほどの回答で大体おおよその話はわかったんですけども、積極的に、だめやというところを頭に置くんじゃないしに、協力できるところは協力していただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

続きまして、地域福祉計画の部分に移らせていただきます。

北落地区では、昨年度になるんですけども、地域福祉計画をまとめまして、来年度、実は私は来年度に北落の区長をやらさせていただくことになってるんですけども、これを具体化していこうという考えを持っております。地域住民が生き生きとして住み続けたいと思ってもらえることが、地域にとっても町にとっても大切なことだと考えております。

集落懇談会で、福祉計画を今後進めていくという話がございましたけども、基本部分がまとまっておれば、具体的なところがまだ進んでないのかもしれないんですけども、今後、甲良町としての福祉計画、もし進め方が決まっている部分があれば説明願ひたいと思えます。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 先日の全協で配布させていただきました概要版で、これで説明させていただきたいと思えます。

基本理念は、幸せまるごと支え合い笑顔で暮らせる甲良町というスローガンを掲げました。そして中身につきましては、こちらで概要がございますが、基本目標の1番として、支え合う担い手の育成、2番目、つながりの拡大と進化、3番目、活動を支える福祉基盤の整備ということで、大きな3つの柱をもとに進めていきたいと考えております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。各自治体においても福祉計画をまとめつつあるようですので、甲良町も進んでいっていただきたいと思えます。

その中で、やっぱり住民福祉、住民が甲良町に住んで幸せだなど、住みやすい町だなど思っただけで、この計画、福祉計画についての最終的

なところかなと思っておりますので、この部分という限定ではないんですけども、ぼつぼつ何点か挙げさせていただいておりますので、そこについての質問をさせていただきます。

特に昨年そして今年の正月のように、多くの雪が降りますと、緊急車両の通行に妨げになるという、それと町が除雪できていない場所へ各地区への依頼とか指導、この辺を行っておりますけども、道が狭いということに対して、いろんな問題が出てきます。雪かきが大変だということもありますし、緊急車両が通りにくいということもありますので、この辺の調査、そして拡張計画、これが必要になると思われますけれども、現状はこの辺はどう考えておりますでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長 特に狭隘道路につきましては、平成21年度から町も国の補助金を活用してまいりまして、6地区の道路整備は今進めたところがございます。これにつきましては、やはり細い道となりますと、地元の用地買収というのが必要になってきますので、そういうご協力を得られるというところについては、まずもって私どもの方から調査の方に入らせてもらって進めていきたいというふうに思っておりますのでございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 町からアクションを起こすというところと、例えば区から区長さんを通じてお願いをしていただけるような手はずに運用として進めていただきたいと思っております。その辺のところもよろしく申し上げます。

続きまして、防災訓練の関係ですけれども、先ほど田中議員の方からマンネリ化という言葉はあかんのやという話がございましたけども、現実に見てますと、やっぱり最近の防災訓練でマンネリ化してきております。マンネリ化が何でいかんということになると、真剣さに欠けるということだと思います。

その辺で、繰り返すことは大事なんですけども、真剣に本当に災害に対して同じようなアクションを起こせるかどうか、その辺のところは大切だと思いますので、災害時、独居老人とか手足が不自由な方、この辺の避難、これは大切だと思います。この辺をプログラムに追加してはどうかと。

それと、あと援助しなければならない避難者、これはその人がそういった避難者に該当するということもありますけども、実際に災害が起こったときに本当にそのプログラムがプログラムどおりに避難させられるかどうかということも大事だと思いますので、この辺は災害時に、誰でもこの人は誰かが救助してあげないと難しいという判断がすぐにできる、そういうシステムが必要だと思うんですけども、それができるかどうかというのと、そうい

ったところを防災訓練に加えてはどうかというところに対しての回答をお願いしたいと思います。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今は、例えば体の不自由な方については、本人の許可を得て、支援者名簿に登録、掲載しています。この間の訓練では、その受け付けの場所は避難所には開設はさせてもらったんですが、今議員がおっしゃられているように、この間の2月21日の防災会議の中でも同じような意見が出されましたので、来年度はその部分についての訓練も入れていきたいなというふうには考えております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。具体的なところでの動きになると思いますので、その辺のアクションをよろしくお願いします。

続きまして、高齢者の関係なんですけども、そういう実感を実は私は持ってないんですけども、滋賀県の男子の平均寿命、これが国内でトップになったということです。ただ話を聞いておりますと、残念ながら甲良町は滋賀県の中でも平均寿命が悪いという話を聞いております。それには、健康診断になかなか行ってもらってないと。健康診断を受けて事前に早く治療を受けていただければ、その辺の寿命も伸びるんじゃないかというところのお話も聞いているんですけども、やっぱり健康診断を受けていただくというところの受診率の向上、この辺のプランを、今まで確かに行ってくださいというところのお話はしていただいているというのは知ってるんですけども、今まで以上に受診率を向上させる方策、この辺がございましたら。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 甲良町では甲良町食育および健康推進計画というのがありまして、定期的な健康診査やがん検診を受診して、自分の健康状態を把握し、健康管理ができることを目標としています。それは福祉計画の中では自助に当たると考えます。甲良町では、定期的な健康診査やがん検診を受けられる方がまだ少ない状態で、未受診者がとても多いということもございます。

そこで、今議員がおっしゃられていましたように、対象者の方への個人勧奨通知、受けられない方への再通知というのはずっと実施しておりますが、なかなか上がらないというのが現状です。住民の方に対する健康に健康情報の提供というところがまだまだ不足していると考えております。

広報やホームページを使った啓発、先ほどの子育て世帯を対象にした「きらきらこうら」というアプリ、それを使った広報を展開しているということ、そして、もう一つが各集落の健康推進員さんとともに、健診の受診についての勉強、また生活習慣の見直しについての学習というものを継続して、個人、

家族、地域で考えていただけるように、健康教育を展開していきたいと考えております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 よろしく申し上げます。

続きまして、交通事故が最近少なくなってきたといいながら、いったん交通事故が起こってしまうと大変な現状になります。それで、実際何件か私も交通事故に対しての提案は一般質問でさせていただいたんです。

区内の道なんですけども、やっぱりナビで自動的に出てくるのかもしれないんですけども、抜け道として区内の道を利用するということがあるようなので、区内の生活道路、この辺のところを30キロ以内というところでのゾーン30の規制をかける。一部甲良町の中ではゾーン30ができていたところがございますけども、各地区の中でゾーン30というのをもう少し充実させていただきたいと思っておりますので、この辺のところの今の動きというのがございましたら、お願いしたいんですけども。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 30キロの速度制限を実施するには、公安委員会による車の交通量の測定や通行人の数の測定、車の速度等を測定して、公安委員会が判断することにはなっております。今言われた区内の生活道路の速度を30キロに制限するのはちょっと非常に難しいとは考えております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。

続きまして、5番目、災害ボランティアというところで、災害が起こったときに、公助、県なりそして町からの助っ人が来るより先に動けるのが周りの近隣の人というところが実際早くて大切なところだと思うんですけども、この辺の災害が起こったときに、町内の共助、これをシステム化して、何かあったときに助け合うというところのシステムづくり、この辺が大事だとは思いますが、今現在そういう計画があるか、今後進めているところなのか、その辺のところをもしございましたら。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 甲良町災害予防計画に基づきまして、災害ボランティアの環境整備は現在も進めております。ボランティア活動は互助として位置づけられ、地域の取り組みとして仕組みづくりが必要だと考えております。

災害発生時におきましては、ボランティア活動を支援するため、災害ボランティアセンターを社会福祉協議会が設置することになっております。また、社会福祉協議会に在籍する災害ボランティアコーディネーターを中心に活動していくということを考えております。社会福祉協議会では、平成28年度

から地域ボランティア講座というものを年に一、二回実施しておりまして、毎回100名以上の方が受講されているという現状です。住民の中にも、地域ボランティアというものを大事にしている意識が高まってきているという現状でございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今そのボランティアの人員というのは甲良町に何名ぐらいいらっしゃるんでしょね。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 受講はされておりますが、まだ災害ボランティアとしての登録は始まっておりません。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今後、その辺のところをスムーズに進めていただきたいと思います。

続きまして、これは質問というより要望になるんですけども、子育て支援というところで、地域の行事とか町の行事、これに子どもたちを積極的に参加させていただきたいと。子どもたちを積極的に参加させて、やっぱり地域のよさ、そして町のよさというのを認識して、その子どもたちが巣立った後も、甲良町というのはいい町だということが直接になるのか間接的になるのか、人口減少を緩やかにさせると。それが大きくかかわるとは思いませんけども、意識の中では絡んでくるように思いますので、これは質問じゃなしにお願いしたいと思います。

○丸山議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 児童生徒の地域行事参加については、各小中学校より以前から積極的に参加するように働きかけは続けております。長期休みに入る際には、休み中の生活指導の面で、書面等でも積極的に字や町の行事に参加するように記載して、保護者にも協力をお願いしています。

開業期間中には、地域から依頼される行事の案内配布の際に、各学級担任が参加を促すように声かけをしておりますし、夏休みのラジオ体操などには、他市町に住んでいる担当の教師も、甲良町内の各字のラジオ体操と一緒に参加して後押しができるような取り組みも始まっています。

中学校では、年度初めの区長会で、地域行事において中学生の活躍の場を設けていただくように、各区長さんをお願いするようなこともしております。

休日に字行事が開催される際には、部活動よりも字行事を優先していくようにという声かけもしておりますし、該当する生徒が多い場合には、中学校の場合に、その部活動をその日、土日のときには部活動をしないという措置もとったりしております。

このような形で学校としても取り組んでおりますので、こういう取り組みを続けていこうという方針です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。今後ともよろしくお願いします。

続きまして、最後になりますけども、町長の方から集落懇談会を積極的に今後も続けるということの表現をされましたけども、やっぱり最低でも年間1回、できればテーマがあれば2回、この辺のところの集落懇談会を通じて地区の要望なり考えているところを行政の方につかんでいただきたいというところで、恐らく今後も継続していただけると思うんですけども、今後も継続していただきたいという希望でございます。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 今回の懇談会で集落と行政にとって互いに実のあるものとなったと考えておりますので、今後も継続したいと思っております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 準備させていただいた一般質問は以上でございます。ありがとうございました。

○丸山議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は、全て終了しました、本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

(午後5時20分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 岡 田 隆 行

署 名 議 員 田 中 章 浩